

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事
工事地名	渡良瀬遊水池出張所管内、目吹出張所管内、大利根出張所管内、古河出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 6月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 6月
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	20260001	1 4) 単価適用年月	2026年 6月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 6月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	254日間 自 令和 8年 7月21日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	栃木県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	小山地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	渡良瀬貯水池	2 2) 処 分 費 等	91,349
		2 3) 公 告 日	令和 8年 4月28日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持		式	1		106,592,541				
付属物設置工		式	1		62,977,858				
防護柵工		式	1		55,210,100				
転落（横断）防止柵	柵高1.1m コンクリート建込 ブ라운	m	3,300	14,220	46,926,000			単-1号	
コンクリート削孔	φ80 t=450	箇所	1,100	7,531	8,284,100			単-2号	
構造物取壊し工（転落防止柵）		式	1		7,604,342				
コンクリート構造物取壊し工	無筋構造物（機械施工） 既設コンクリート擬木柵	m	1,274	207.8	264,737			単-3号	
コンクリート削孔	φ150 t=300 既設コン クリート擬木柵根入部	箇所	849	8,130	6,902,370			単-4号	
モルタル充填	既設擬木柵根入部削孔 箇所	箇所	849	515	437,235			単-5号	
運搬処理工		式	1		163,416				
殻運搬	コンクリート殻（無筋）	m3	24	3,284	78,816			単-6号	
殻処分	コンクリート殻（無筋）	m3	24	3,525	84,600			単-7号	

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
維持工			式	1		41,193,100			
維持工			式	1		41,193,100			
普通作業員			人	1,000	24,300	24,300,000			単-8号
伐木・伐竹		伐木(機械施工)	m2	70,000	36.86	2,580,200			単-9号
除根整地			m2	70,000	105.2	7,364,000			単-10号
集積積込み			m2	70,000	99.27	6,948,900			単-11号
仮設工			式	1		525,000			
交通管理工			式	1		525,000			
交通誘導警備員			式	1		525,000			内-1号
配管工			式	1		431,434			
配管工			式	1		320,714			
地中配管		FEP 径 100mm	m	2	884	1,768			単-12号

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
屋外配管	SGP 径 100mm	m	15	15,410	231,150			単-13号	
配管支持金物		個	9	7,440	66,960			単-14号	
作業土工(電気)		式	1		19,116			内-2号	
殻運搬処理(電気)		式	1		1,720			内-3号	
ブロッक्स設置工		式	1		110,720				
ブロッक्स設置	600×600×600	個	2	55,360	110,720			単-15号	
配管付帯工		式	1		1,465,149				
引込柱設置工		式	1		1,465,149				
引込柱設置	CP 8-19-10 高さ 8m	本	2	225,200	450,400			単-16号	
地中配管	FEP 径 100mm	m	44	884	38,896			単-17号	
地中配管	FEP 径 50mm	m	44	487	21,428			単-18号	
防水キャップ	FEP用 100mm	個	2	850	1,700			単-19号	

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
防水キャップ	FEP用 50mm	個	2	648	1,296			単-20号	
プレキャストハントホール設置	HH-A 900×900×1300	個所	2	241,700	483,400			単-21号	
作業土工(電気)		式	1		444,019			内-4号	
殻運搬処理(電気)		式	1		24,010			内-5号	
直接工事費		式	1		106,592,541				
共通仮設費		式	1		8,035,000				
共通仮設費		式	1		830,000				
現場環境改善費(率計上)		式	1		830,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		7,205,000				
純工事費		式	1		114,627,541				
現場管理費		式	1		33,528,000				
工事原価		式	1		162,986,116				

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持			式	1		12, 198, 125			
ゲート工			式	1		11, 069, 212			
本体工			式	1		275, 069			
コンクリート		24-12-25 (20) (高炉) W/ C55%以下	m3	3	42, 370	127, 110			単-1号
鉄筋		SD345 D13	t	0. 09	387, 500	34, 875			単-2号
樹脂アンカー			本	22	1, 437	31, 614			単-3号
チップング			m2	4	5, 561	22, 244			単-4号
目地板		樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10	m2	0. 2	4, 199	839			単-5号
型枠		一般型枠	式	1		52, 800			内-1号
支保		f≦40kN/m2 [t≦120cm]	式	1		5, 587			内-2号
断面修復工			式	1		431, 300			
左官工法		0. 1m3以下 ホリマーセメントモ ルタル 鉄筋ケレン・鉄筋 防錆処理有	構造物	1	431, 300	431, 300			単-6号

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
フラップゲート工		式	1		10,362,843				
フラップゲート設備		式	1		6,300,000			内-3号	
水密壁設備		式	1		3,300,000			内-4号	
角落し戸当り設備		式	1		762,843			内-5号	
構造物撤去工		式	1		19,524				
構造物取壊し工		式	1		18,888				
コンクリートはつり	3cmを超え6cm以下	m2	2	9,444	18,888			単-7号	
運搬処理工		式	1		636				
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	0.1	2,841	284			単-8号	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	0.1	3,525	352			単-9号	
仮設工		式	1		1,109,389				
工事用道路工		式	1		144,599				

設計内訳書

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板		22×1,524×6,096 (mm) 設置・撤去	式	1		144,599			内-6号
土留・仮締切工			式	1		4,910			
土のう積			式	1		4,910			内-7号
水替工			式	1		959,880			
ポンプ排水		0以上120(m3/h)未満 1 0m 常時排水	式	1		959,880			内-8号
直接工事費			式	1		12,198,125			
共通仮設費			式	1		657,450			
共通仮設費			式	1		279,450			
運搬費			式	1		279,450			
仮設材運搬費			式	1		279,450			内-9号
共通仮設費（率計上）			式	1		378,000			
純工事費			式	1		12,855,575			

一式当たり内訳書

[栃木県栃木市藤岡町内野地先]

交通誘導警備員
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	30	17, 500	525, 000			
合 計					525, 000			

一式当たり内訳書

作業土工(電気)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	4	731. 4	2, 925			
舗装版破碎積込 (小規模土工)	全ての費用	m 2	1	1, 755	1, 755			
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 241	2, 241			
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1. 0km以下	m 3	1	1, 075	1, 075			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	1	128	128			
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	3, 983	3, 983			
砂	埋め戻し用	m 3	0. 3	3, 020	906			
上層路盤 (歩道部)	150mm 1層施工 粒度調整砕石 M-40 全ての費用	m 2	1	1, 315	1, 315			
下層路盤 (車道・路肩部)	350mm 2層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 278	1, 278			
表層 (歩道部)	1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生密粒度アスコン (2 0) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	3, 017	3, 017			
埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	m	1	117. 6	117			
埋設標識シート材料費		m	1	376	376			

一式当たり内訳書

作業土工(電気)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					19,116			

一式当たり内訳書

[栃木県栃木市藤岡町内野地先]

第 3号内訳書
殻運搬処理(電気)

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【As】								
殻運搬	舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 24. 0km以下 全ての費用	m 3	0. 1					
処分費 (m 3)								
As殻		m 3	0. 1					
合 計								

一式当たり内訳書

作業土工(電気)

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	51	731. 4	37, 301			
舗装版破碎積込（小規模土工）	全ての費用	m 2	21	1, 755	36, 855			
床掘り	土砂 上記以外（小規模） 全ての費用	m 3	40	2, 241	89, 640			
埋戻し	上記以外（小規模） 土砂 全ての費用	m 3	40	3, 983	159, 320			
砂	クッション用	m 3	4	3, 070	12, 280			
再生クラッシャーラン	R C－ 4 0	m 3	8	1, 370	10, 960			
粒度調整碎石	M－ 4 0	m 3	3	3, 250	9, 750			
土砂等運搬	小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1. 0km以下	m 3	4	1, 075	4, 300			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	4	128	512			
表層（歩道部）	1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生密粒度アスコン（ 2 0 ） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	21	3, 017	63, 357			
埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	m	40	117. 6	4, 704			
埋設標識シート材料費		m	40	376	15, 040			

一式当たり内訳書

作業土工(電気)
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					444, 019			

一式当たり内訳書

[栃木県栃木市藤岡町内野地先]

第 5号内訳書
殻運搬処理(電気)

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【As殻】								
殻運搬	舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 24. 0km以下 全ての費用	m 3	1					
処分費 (m 3)								
As殻		m 3	1					
【Co殻】								
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 23. 2km以下 全ての費用	m 3	1					
処分費 (m 3)								
Co殻		m 3	1					
合 計								

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

第 1号内訳書
型枠

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	5	10, 560	52, 800			
合 計					52, 800			

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

第 3号内訳書
フラップゲート設備

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
フラップゲート材料		式	1		4, 500, 000			
フラップゲート設備据付		式	1		1, 800, 000			
合 計					6, 300, 000			

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

第 4号内訳書 水密壁設備

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
水密壁材料		式	1		2, 800, 000			
水密壁設備据付		式	1		500, 000			
合 計					3, 300, 000			

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

角落し戸当り設備

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
角落し戸当り材料		式	1		460, 000			
角落し戸当り設備据付		式	1		302, 843			
合 計					762, 843			

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

敷鉄板
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	123. 6	451. 1	55, 755			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096(mm) 無 61日 無 有	枚	14	6, 346	88, 844			
合 計					144, 599			

一式当たり内訳書

[千葉県野田市三ツ堀地先

]

仮設材運搬費

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	22. 5	4, 710	105, 975			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	22. 5	4, 710	105, 975			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	22. 5	3, 000	67, 500			
合 計					279, 450			

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	転落（横断）防止柵	柵高1. 1m コンクリート建込 フラウン	単位	m	数量	1	単価	14, 220
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		コンクリート建込 ヒール式・パネル式 3m 100m以上(標準) 無 無	m	1	14, 220	14, 220		
計						14, 220		
単価						14, 220	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	コンクリート削孔	φ 80 t=450	単位	箇所	数量	1	単価	7, 531
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）		77mm以上90mm未満 400mm以上600mm未満	孔	1	7, 531	7, 531		
計						7, 531		
単価						7, 531	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	コンクリート構造物取壊し工	無筋構造物（機械施工）既設コンクリート擬木柵	単位	m	数量	100	単価	207. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1. 87	11, 110	20, 775. 7		
計						20, 775. 7		
単価						207. 8	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	コンクリート削孔	φ 150 t=300 既設コンクリート擬木柵根入部	単位	箇所	数量	1	単価	8, 130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート削孔（コンクリート穿孔機）		128mm以上160mm未満 200mm以上400mm以下	孔	1	8, 130	8, 130		
計						8, 130		
単価						8, 130	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	モルタル充填	既設擬木柵根入部削孔箇所	単位	箇所	数量	1	単価	515
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
モルタル練		普通 全ての費用	m 3	0. 005	103, 000	515		
計						515		
単価						515	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3, 284
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 23. 2km以下 全ての費用	m 3	1	3, 284	3, 284		
計						3, 284		
単価						3, 284	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3) Co殻			m3	1				
計								
単価							円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	24, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	24, 300	24, 300		
計						24, 300		
単価						24, 300	円／人	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	伐木・伐竹	伐木(機械施工)	単位	m2	数量	1	単価	36. 86
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
伐木・伐竹（伐木除根）		伐木(機械施工)	m 2	1	36. 86	36. 86		
計						36. 86		
単価						36. 86	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	除根整地		単位	m2	数量	1	単価	105. 2
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
除根（伐木除根）		全ての費用	m 2	1	43. 25	43. 25		
整地（伐木除根）		全ての費用	m 2	1	61. 92	61. 92		
計						105. 17		
単価						105. 2	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単－11号	集積積込み		単位	m2	数量	1	単価	99. 27
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集積積込み（機械施工）（伐木除根）		有り	m 2	1	99. 27	99. 27		
計						99. 27		
単価						99. 27	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単－12号	地中配管	FEP 径 100mm	単位	m	数量	1	単価	884
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 100mm 1条 0%	m	1	884	884		
計						884		
単価						884	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一13号	屋外配管	SGP 径 100mm	単位	m	数量	1	単価	15, 410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
屋外配管		SGP 径100mm	m	1	11, 180	11, 180		
ガス管（SGP）		白ねじ無し管100A 15%	m	1	4, 226	4, 226		
計						15, 406		
単価						15, 410	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一14号	配管支持金物		単位	個	数量	1	単価	7, 440
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
支持金物設置			個	1	4, 410	4, 410		
支持金物		C-100×500×5 L500	個	1	508	508		
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）		30mm以上200mm未満	孔	2	672. 8	1, 345. 6		
あと施工アンカー		M12 L=140	本	2	360	720		
樹脂カプセル		M12用	本	2	228	456		
計						7, 439. 6		
単価						7, 440	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	ブルボックス設置	600×600×600	単位	個	数量	1	単価	55, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ブルボックス設置		各種 新設 60cm 60cm 60cm	個	1	26, 460	26, 460		
ブルボックス		600×600×600	個	1	28, 900	28, 900		
計						55, 360		
単価						55, 360	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	引込柱設置	CP 8-19-10 高さ 8m	単位	本	数量	1	単価	225, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート柱建柱		コンクリート柱8m以下 新設	本	1	214, 900	214, 900		
コンクリート根かせ		1200×240×170	個	1	10, 300	10, 300		
計						225, 200		
単価						225, 200	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	地中配管	FEP 径 100mm	単位	m	数量	1	単価	884
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 100mm 1条 0%	m	1	884	884		
計						884		
単価						884	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	地中配管	FEP 径 50mm	単位	m	数量	1	単価	487
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	1	487	487		
計						487		
単価						487	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	防水キャップ	FEP用 100mm	単位	個	数量	1	単価	850
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防水キャップ		FEP用 100mm	組	1	850	850		
計						850		
単価						850	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	防水キャップ	FEP用 50mm	単位	個	数量	1	単価	648
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防水キャップ		FEP用 50mm	組	1	648	648		
計						648		
単価						648	円／個	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	プレキャストマンホール設置	HH-A 900×900×1300	単位	個所	数量	1	単価	241, 700	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
プレキャストマンホール		据付 2000kg/基以下 無しまたは円形断面以外 全ての費用	基	1	239, 800	239, 800			
基礎砕石		7. 5cmを超え12. 5cm以下 再生クラッシャー 40～0 全ての費用	m 2	1. 5	1, 264	1, 896			
計						241, 696			
単価						241, 700	円／個所		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	コンクリート建込 ビーム式・ハネ式 3m 100m以上(標準) 無 無	単位	m	数量	100	単価	14, 220
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 コンクリート建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1, 220	122, 000		
	転落防止柵	ハネ式 H=1100@3000 根入長=450 フラウン	m	100	13, 000	1, 300, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					1, 422, 000		
	単価					14, 220	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 102	11, 102		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						11, 110		
単価						11, 110	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3） Co殻		単位	m 3	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻	m 3	100				
計								
単価							円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	17, 500	17, 500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					17, 500		
	単価					17, 500	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	道路沿い(地中) 新設 FEP 100mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	884
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 5	29, 400	14, 700		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 1 0 0 mm	m	100	737	73, 700		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						88, 400		
単価						884	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	屋外配管	SGP 径100mm	単位	m	数量	100	単価	11, 180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	38	29, 400	1, 117, 200		
諸雑費（まるめ）			式	1		800		
計						1, 118, 000		
単価						11, 180	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	ガス管（SGP）	白ねじ無し管100A 15%	単位	m	数量	100	単価	4, 226
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガス管（SGP） 白		白ねじ無し管 100A	本	25	14, 700	367, 500		
附属品費 15%			式	1		55, 125		
計						422, 625		
単価						4, 226	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	支持金物設置		単位	個	数量	10	単価	4, 410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1. 5	29, 400	44, 100		
計						44, 100		
単価						4, 410	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	埋設標識シート敷設	埋設標識シート敷設	単位	m	数量	100	単価	117. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 4	29, 400	11, 760		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						11, 760		
単価						117. 6	円／m	

参考資料（１）

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	埋設標識シート材料費		単位	m	数量	1	単価	376
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設表示シート		幅300 (mm) 2倍 水抜穴：無	m	1	376	376		
計						376		
単価						376	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3） As殻		単位	m 3	数量	100	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		As殻	m 3	100				
計								
単価							円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	プルボックス設置	各種 新設 60cm 60cm 60cm	単位	個	数量		単価	
						1		26, 460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 9	29, 400	26, 460		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						26, 460		
単価						26, 460	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリート柱建柱	コンクリート柱8m以下 新設	単位	本	数量	1	単価	214, 900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリート柱		本	1	131, 000	131, 000		
	電工		人	1. 2	29, 400	35, 280		
	普通作業員		人	2	24, 300	48, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		20		
	計					214, 900		
	単価					214, 900	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	487
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 5	29, 400	14, 700		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 5 0 m m	m	100	340	34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						48, 700		
単価						487	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	埋設標識シート材料費		単位	m	数量	1	単価	376
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	埋設表示シート	幅300 (mm) 2倍 水抜穴：無	m	1	376	376		
	計					376		
	単価					376	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	コンクリート	24-12-25 (20) (高炉) W/C55%以下	単位	m3	数量	1	単価	42, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 パツクホリ(クレーン機能付) 打設 24-8-25 (20) (高炉) 一般養生	m 3	1	42, 370	42, 370		
計						42, 370		
単価						42, 370	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	387, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 加工・組立		加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	387, 500	387, 500		
計						387, 500		
単価						387, 500	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	樹脂アンカー		単位	本	数量	1	単価	1, 437
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）		200mm以上400mm以下	孔	1	1, 062	1, 062		
樹脂カプセル		Φ16	本	1	375	375		
計						1, 437		
単価						1, 437	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	チップシंक		単位	m2	数量	1	単価	5, 561
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートはつり		3cm以下 全ての費用	m 2	1	5, 561	5, 561		
計						5, 561		
単価						5, 561	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	単位	m2	数量	1	単価	4, 199
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
目地板		30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m 2	1	4, 199	4, 199		
計						4, 199		
単価						4, 199	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	左官工法	0. 1m3以下 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	単位	構造物	数量	1	単価	431, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
断面修復工（左官工法）			m3	0. 1	4, 313, 000	431, 300		
計						431, 300		
単価						431, 300	円／構造物	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
単一7号	コンクリートはつり	3cmを超え6cm以下	単位	m2	数量	1	単価 9, 444
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリートはつり		3cmを超え6cm以下 全ての費用	m 2	1	9, 364	9, 364	
積込（コンクリート殻）		全ての費用	m 3	0. 06	1, 319	79. 14	
計						9, 443. 14	
単価						9, 444	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
単一8号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価 2, 841
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 18. 5km以下 全ての費用	m 3	1	2, 841	2, 841	
計						2, 841	
単価						2, 841	円／m3

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一9号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1				
計								
単価							円／m3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量		単価	387, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 加工		SD345 D13 標準	t	1	225, 400	225, 400		
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	162, 100	162, 100		
計						387, 500		
単価						387, 500	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	パイプサポート支保 $V \leq 40$ 空m ³ $f \leq 40$ kN/m ² [$t \leq 120$ cm]	単位	空m ³	数量	100	単価	5, 587
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 9	33, 400	96, 860		
	型わく工		人	5. 3	31, 800	168, 540		
	とび工		人	2. 5	33, 500	83, 750		
	普通作業員		人	5. 7	25, 500	145, 350		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		64, 200		
	計					558, 700		
	単価					5, 587	円／空m ³	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	断面修復工（左官工法）		単位	m3	数量	0. 1	単価	4, 313, 000	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ポリマーセメントモルタル			m 3	209. 5	300	62, 850			
土木一般世話役			人	2. 8	33, 400	93, 520			
特殊作業員			人	5. 3	30, 000	159, 000			
特殊作業員			人	2. 8	30, 000	84, 000			
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		31, 930			
計						431, 300			
単価						4, 313, 000	円／m3		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	角落し戸当り設備据付		単位	式	数量	1	単価	302, 843
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備据付工			人	6	31, 600	189, 600		
普通作業員			人	2	25, 500	51, 000		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力 1 2 ～ 1 3 t 吊	日	1	44, 400	44, 400		
電気溶接機運転		ディーゼルエンジン駆動・直流アーク式 最大溶接電流200A 排対	日	2	3, 594	7, 188		
諸雑費（その他材料）（率） 4%			式	1		9, 624		
諸雑費（その他機械）（率） 2%			式	1		1, 031		
計						302, 843		
単価						302, 843	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co殻	m 3	100				
	計							
	単価						円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	451. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 400	9, 853		
	とび工		人	0. 295	33, 500	9, 882		
	普通作業員		人	0. 295	25, 500	7, 522		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	59, 020	17, 410		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		443		
	計					45, 110		
	単価					451. 1	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 61日 無 有	単位	枚	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	5,246	5,246		6,346
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,346		
	単価					6,346	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	土のう積工	製作・積立 小口並べ 普通	単位	m 2	数量	10	単価	14, 030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
流用土			m 3	3. 4	0	0		
土のう		62×48cm(普通)	袋	170	17	2, 890		
土木一般世話役			人	0. 34	33, 400	11, 356		
普通作業員			人	4. 93	25, 500	125, 715		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 3%			式	1		339		
計						140, 300		
単価						14, 030	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	96, 780
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 5	33, 400	16, 700		
	特殊作業員		人	0. 1	30, 000	3, 000		
	普通作業員		人	2	25, 500	51, 000		
	バックホウ運転		日	0. 5	52, 160	26, 080		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					96, 780		
	単価					96, 780	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価 28, 770
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員			人	0. 17	30, 000	5, 100	
工事用水中ポンプ運転		0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	503	503	
発動発電機運転		0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	22, 330	22, 330	
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		837	
計						28, 770	
単価						28, 770	円／日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 30kmまで	t	1	4, 710	4, 710		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 710		
単価						4, 710	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1, 500	3, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 000		
単価						3, 000	円／ t	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 加工	SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	225, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 2	33, 400	6, 680		
	鉄筋工		人	2. 3	34, 400	79, 120		
	普通作業員		人	0. 2	25, 500	5, 100		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 04	53, 200	2, 128		
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1. 03	118, 000	121, 540		
	諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		10, 832		
	計					225, 400		
	単価					225, 400	円／ t	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	162, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 5	33, 400	16, 700		
	鉄筋工		人	3. 5	34, 400	120, 400		
	普通作業員		人	0. 3	25, 500	7, 650		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 11	53, 200	5, 852		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		11, 498		
	計					162, 100		
	単価					162, 100	円／t	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	電気溶接機運転	ディーゼルエンジン駆動・直流アーク式 最大溶接電流200A 排対	単位	日	数量	1	単価	3, 594
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	12	148	1, 776		
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]		排出ガス対策型（第２次） 最大溶接電流２００Ａ	供用日	1. 8	1, 010	1, 818		
計						3, 594		
単価						3, 594	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59, 020
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 800	30, 800		
軽油			L	119	148	17, 612		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 8 m 3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						59, 020		
単価						59, 020	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	52, 160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30, 800	30, 800		
軽油			L	45	148	6, 660		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 8 m 3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 47	10, 000	14, 700		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						52, 160		
単価						52, 160	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	工事中水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	503
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	工事中水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径 2 0 0 mm 全揚程 1 0 m	日	1. 1	458	503		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					503		
	単価					503	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	22, 330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	137	148	20, 276		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]		4 5 k V A	日	1. 1	1, 860	2, 046		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						22, 330		
単価						22, 330	円／日	

R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	118,790,666
(2) 共通仮設費 -----	8,692,450
(3) 純工事費 -----	127,483,116

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	35,503,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	162,986,116
-----------------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	28,063,884
------------------------	------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	191,050,000
-----------------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	19,105,000
-------------------	------------

(12) 請負工事価格 -----	210,155,000
-------------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	191,050,000
--------------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	191,488,000
-------------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	174,080,000
---------------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	28,068,269
-------------------------	------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	118,790,666	直接工事費	118,790,666	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	91,349	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		7,760,000				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		7,760,000（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		111,030,666		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		110,939,317		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.76 %		0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正 1		
率（補正後）		6.76 %				
計上額		7,505,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額		0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	110,939,317	直接工事費	118,790,666		
非対象額計（－）	7,851,349				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	7,760,000	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	91,349	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	110,939,317	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.77 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.77 %				
計上額	854,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	279,450				
運搬費	279,450	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,638,450

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	106, 592, 541	直接工事費	106, 592, 541	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	90, 997	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		106, 592, 541		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		106, 501, 544			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6. 76 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		6. 76 %				
計上額		7, 205, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	106,501,544	直接工事費	106,592,541		
非対象額計（－）	90,997				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	90,997	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	106,501,544	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.78 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.78 %				
計上額	830,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	12, 198, 125	直接工事費	12, 198, 125	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	352	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		7, 760, 000				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	7, 760, 000	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	4, 438, 125	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く 共通仮設費対象額	4, 437, 773		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	8. 53 %		0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）	8. 53 %					
計上額	378, 000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	12,198,125		
非対象額計（－）	7,760,352				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	7,760,000	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	352	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	279,450				
運搬費	279,450	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					657,450

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	127,429,116	単独（追加工事）直接工事費	118,790,666	単独（追加工事）共通仮設費	8,638,450
非対象額計（一）	7,760,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	7,760,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	119,669,116	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	119,577,767		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.25 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	29.25 %		0 %		
計上額	35,003,000		0		0
			10,928,060（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	114,627,541	単独（追加工事）直接工事費	106,592,541	単独（追加工事）共通仮設費	8,035,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	114,627,541	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	114,536,544		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.25　％		0　％		0　％
施工地域等補正	0　％				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	29.25　％		0　％		
計上額	33,528,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	12,855,575	単独（追加工事）直接工事費	12,198,125	単独（追加工事）共通仮設費	657,450
非対象額計（一）	7,760,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	7,760,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	5,095,575	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	5,095,223		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	38.77 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	38.77 %		0 %		
計上額	1,975,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	工事番号	20260001	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	162, 432, 116				
純工事費	127, 429, 116	現場管理費	35, 003, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	162, 432, 116	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	162, 340, 767	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	162, 432, 116				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17. 24 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	28, 063, 884				
業務委託料等	0				
調査基準価格	191, 488, 000				
調査基準価格の100/110	174, 080, 000	（ 91. 12 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
付属物設置工		式		1		
防護柵工		式		1		
転落 (横断) 防止柵	柵高1.1m コンクリート建込 ブラウン	m		3,300		
コンクリート削孔	φ 80 t=450	箇所		1,100		
構造物取壊し工 (転落防止柵)		式		1		
コンクリート構造物取壊し工	無筋構造物 (機械施工) 既設コンクリート擬木柵	m		1,274		
コンクリート削孔	φ 150 t=300 既設コンクリート擬木柵根入部	箇所		849		
モルタル充填	既設擬木柵根入部削孔箇所	箇所		849		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻 (無筋)	m3		24		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		24		
維持工		式		1		
維持工		式		1		
普通作業員		人		1,000		
伐木・伐竹	伐木(機械施工)	m2		70,000		
除根整地		m2		70,000		
集積積み込み		m2		70,000		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
配管工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
配管工		式		1		
地中配管	FEP 径 100mm	m		2		
屋外配管	SGP 径 100mm	m		15		
配管支持金物		個		9		
作業土工(電気)		式		1		
殻運搬処理(電気)		式		1		
ﾌﾟﾛﾍﾞｯｸｽ設置工		式		1		
ﾌﾟﾛﾍﾞｯｸｽ設置	600×600×600	個		2		
配管付帯工		式		1		
引込柱設置工		式		1		
引込柱設置	CP 8-19-10 高さ 8m	本		2		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
地中配管	FEP 径 100mm	m		44		
地中配管	FEP 径 50mm	m		44		
防水キャップ	FEP用 100mm	個		2		
防水キャップ	FEP用 50mm	個		2		
プレキャストホール設置	HH-A 900×900×1300	個所		2		
作業土工(電気)		式		1		
殻運搬処理(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
ゲート工		式		1		
本体工		式		1		
コンクリート	24-12-25 (20) (高炉)W/C55%以下	m3		3		
鉄筋	SD345 D13	t		0.09		
樹脂アンカー		本		22		
チップシグ		m2		4		
目地板	樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10	m2		0.2		
型枠	一般型枠	式		1		
支保	f ≤ 40kN/m2 [t ≤ 120cm]	式		1		
断面修復工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
左官工法	0.1m3以下 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	構造物		1		
フラップゲート工		式		1		
フラップゲート設備		式		1		
水密壁設備		式		1		
角落し戸当り設備		式		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリートはつり	3cmを超え6cm以下	m2		2		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		0.1		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		0.1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
土留・仮締切工		式		1		
土のう積		式		1		
水替工		式		1		
ポンプ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 渡良瀬遊水池周辺施設補修等工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設材運搬費			式		1		
共通仮設費 (率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

R 7 渡良瀬遊水池周辺整備外工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版) (以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
3. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。
4. この特記仕様書に記載している共通仕様書や各基準類の改訂年月は発注当時の最新年月となっているため、本工事への適用においては、最新の改訂版の基準を適用することとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 主任技術者等

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の1.～9.の要件を全て満たさなければならない。

1. 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
2. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
3. 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
4. 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
5. 特例監理技術者が兼務できる工事は近隣地域一覧（別紙－2）の工事でなければならない。
6. 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
7. 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
9. 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	栃木県栃木市藤岡町藤岡地先	緯度	36° 15' 50"	経度	139° 38' 48"
終点	埼玉県加須市向古河地先	緯度	36° 11' 42"	経度	139° 41' 13"

<子工事>

千葉県野田市三ッ堀地先	緯度	35° 56' 46"	経度	139° 55' 45"
-------------	----	-------------	----	--------------

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、渡良瀬貯水池周辺（栃木県栃木市藤岡町内野地先）及び、渡良瀬川右岸 4.0km～渡良瀬川右岸 9.5km(埼玉県加須市向古河地先～群馬県邑楽郡板倉町海老瀬地先)の維持工事を行うものである。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者

写真 2cm×3cm 程度

氏名 ○○ ○○
 工事名 ○○改良工事
 工期 自○○年○○月○○日
 至○○年○○月○○日

会社 ○○建設株式会社

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
 注意2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初の実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
 - ・ 令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - （3）（2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造 (町田樋管)	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 (配管工) (付属物設置工) (配管付帯工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	トーテツ産業（株）栗宮事	栃木県小山市栗

AS 殻	業所	宮 2 5 5 5
------	----	-----------

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

トーテツ産業（株）栗宮事業所：８時３０分～１７時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 3 条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 2 4 条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 2 5 条 再生資源利用促進計画を作成するうえでの確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場

所に掲げなければならない。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 建築副産物等の受入地

以下の廃棄物については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

枝葉幹根

- （1）受け入れ施設：株式会社オダワラ
- （2）受け入れ所在地：群馬県前橋市泉沢町 1250-6
- （3）受け入れ時間：午前8時から午前11時45分、午後1時から午後5時45分（土曜日は午後4時まで）
- （4）運搬方法：10t ダンプトラック

第28条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注

者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 30 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1) ～ (6) 及び【付属品として備えるもの】(7) ～ (11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- (1) 架空線等上空施設の損傷事故防止
- (2) 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- (3) 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- (4) 足場・法面等からの墜落事故防止
- (5) 地下埋設物の損傷事故防止
- (6) 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- (7) 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第32条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事について

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

- (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

- (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- (8) 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

- (9) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

(10) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(1) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(2) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(4) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第 3 3 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去 5 回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。

ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第34条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第35条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gi.jyutu/index00000000.html>)

第36条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法

については、監督職員より指示する。

第37条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第38条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第39条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - （3）安全関係
盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
 - （4）地域連携
工事工程表を実施するものとする。
1. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
2. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第40条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結す

るまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

本工事の工期は出水期間を含んでいる。

第41条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第42条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第43条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-31 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。防災措置に要する費用については第１３条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４４条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第４５条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二

以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第46条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- (1) 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- (2) 公共工事等において実用段階に達している技術
- (3) 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- (4) 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- (1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- (2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- (3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術

- (4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第47条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第46条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第46条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第48条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者 (監督員) における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ (ウェアラブルカメラ等) と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日

単位) 割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日(国不建第121号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第49条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員・検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)

や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 50 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書(別紙様式ー 1 ～ 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

②V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

⑦V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

⑧V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

⑨V E 提案を採用した場合の設計変更

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 手案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第51条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、

①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告す

るものとする。

また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第46条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第52条 ISO9001認証取得の活用

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。

2. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

- (1) 申請書（別紙様式－6）
 - (2) ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し
 - (3) ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）
 - (4) 申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類
 - (5) ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
 - (6) 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
 - (7) (6)がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し
- 但し、(2)でその内容が確認できる場合、(4)、(5)は提出を要しない。

3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。

- (1) 受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。
（別紙様式－7により監督職員に速やかに申出）
- (2) 受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、

協力するものとする。

5. 品質計画書の提出

受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。

6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。

（１）「指定材料の確認」

指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

（２）「工事施工の立会い」

工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。

（３）「段階確認」

段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計 変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭 の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は 試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適 当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認 する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第3編第 1章1-1-6の6項、表1-1段階 確認一覧表のうち上記①、 ②、③以外の項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。
⑤	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確 認する。

第53条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

(1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。

異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

(2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第54条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託することとする。

第55条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第56条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第57条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第58条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第59条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第60条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第61条 優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

第62条 部分使用

本工事は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-26 部分使用を下記のとおり予定している。

1. 部分使用箇所

工種：配管工・配管付帯工

2. 使用時期

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

第2章 一般施工

第63条 維持工

維持工は、河川管理施設の補修等を行うものとし、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

なお、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）、実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するものとする。

また、作業毎に作業終了後、速やかに作業報告書を作成し、確認を受けるものとする。

第3章 町田樋管無動力化施工

第64条 工事概要

本工事は、本川（利根川）の出水時に支川への逆流を防止（制水）する目的として、利根川右岸99km付近町田樋管において、既設ゲートの前面にフラップゲート1門・水密壁1門を増設するものである。

第65条 一般事項

請負者は、本工事の施工にあたっては共通仕様書によるほか、下記に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- （1）水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- （2）国土交通省 河川砂防技術基準
- （3）河川管理施設等構造令（国土交通省）
- （4）機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）

- (5) 機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省）
- (6) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- (7) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）
- (8) 機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省）
- (9) その他関連法規

第66条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の製作、据付までとする。

なお、土木工事を除く別表項目については、令和8年10月、別途設計図書を追加し、設計変更の対象とする。

別表：本工事設計図書に含まれない工種

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	適 用
ゲート設備	扉体	門	1	制作・据付	
	戸当り	門分	1	制作・据付	
	開閉装置	門分	1	制作・据付	
	水密扉	式	1	制作・据付	

本工事設計図書に含まれる工種

- (1) 樋門本体コンクリート工事、戸当り部の箱抜き施工、箱抜き施工部分のチップング、型枠施工及び二次コンクリートの打設、開閉装置部の基礎コンクリート打設、箱抜き筋部の施工。
- (2) コンクリート箱抜き工事
- (3) 仮締切及び仮締切内の進入路の設置、維持、撤去
- (4) 既設設備の撤去

第67条 使用材料

1. 2次コンクリート

本工事に使用する二次コンクリートは、本体コンクリートと同規格のものとし監督職員の承諾を得るものとする。

粗骨材の最大寸法mm	二次コンクリートの呼び強度 N/mm ²	備考
20	24N/mm ²	

2. 板厚

使用部材の板厚は余裕厚を含み、次の値以上とする。括弧内寸法は「ダム・堰施設技術基準」より付属設備及びその他の水門扉の最小板厚である。（対象：水密壁）

	鋼 板	形 鋼
--	-----	-----

扉 体	8 (6)	6 (5)
戸当り・固定部	8 (6)	6 (5)

3. 鋼材、ゴム等

ゲート及び付属設備等に使用する材料は、次に示すものまたはこれらと同等品以上とする。

【バランスウエイト式フラップゲート】

区分名称	用途	材料名	記号
扉 体	スキンプレート	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS304
	主桁	熱間圧延ステンレス溝形鋼	SUS304
	水密ゴム	合成ゴム	CR
	水密ゴム取付板	ステンレス平鋼	SUS304
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS304

【水密壁】

区分名称	用途	材料名	記号
扉 体	スキンプレート	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS304
	主桁	熱間圧延ステンレス溝形鋼	SUS304
	水密ゴム	合成ゴム	CR
	水密ゴム取付板	ステンレス平鋼	SUS304
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS304

第68条 検査及び引渡し

1. 本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

- (1) 材料確認（扉体、戸当り、開閉装置、水密壁）
- (2) 溶接確認（扉体、戸当り、開閉装置、水密壁）
- (3) 寸法確認（扉体、戸当り、開閉装置、水密壁）
- (4) 機能確認（扉体、戸当り、開閉装置）
- (5) 据付寸法確認（戸当り、水密壁）

上記の確認時期は次のとおりとする。

項目 実施時期

- (1) 材料確認
 - （工場）納入後、製作開始前
 - （現場）搬入後、据付開始前
- (2) 溶接確認 （工場）仮組立完了時（現場）溶接完了時
- (3) 寸法確認 （工場）仮組立完了時（現場）据付完了時
- (4) 機能確認 （工場）仮組立完了時（現場）据付完了時
- (5) 性能確認 （工場）製作完了時 （現場）据付完了時

上記の確認時期は下表のとおりとする

第69条 技術検査

本工事は中間技術検査の対象工事とし、項目と時期は次によるものとする。

(実施回数)

本工事は、中間技術検査実施対象工事とし、実施回数は1回とする。

ただし、発注者の都合により実施回数を変更する場合は、監督職員より指示するものとする。

(検査の実施)

検査の実施は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主工種を考慮し、施工上の重要な変化点（一部供用開始を行う時点等）の段階で実施するものとする。

(提出資料)

請負者は、検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図書を複写して色分け（完成部分を赤色）して2部提出しなければならない。

(引渡し)

請負者は、この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行わないものとし、引渡しまでに善良に管理するものとする。

第4章 その他

第70条 危機管理対策

1. 地震、台風、集中豪雨等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報、洪水警報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第71条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第72条 苦情等の処理

工事中地域住民等により苦情又は意見等があった時は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに、適切な処置をとらなければならない。

第73条 後片付け

1. 工事に使用した道路及び堤防等は、原則として工事完了後速やかに原形に復するものとする。
2. 工事用道路は工事完了後、舗装面に泥等の付着がないようにしておくものとする。

第 7 4 条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 7 5 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
受注者は、保険契約の証券またはこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

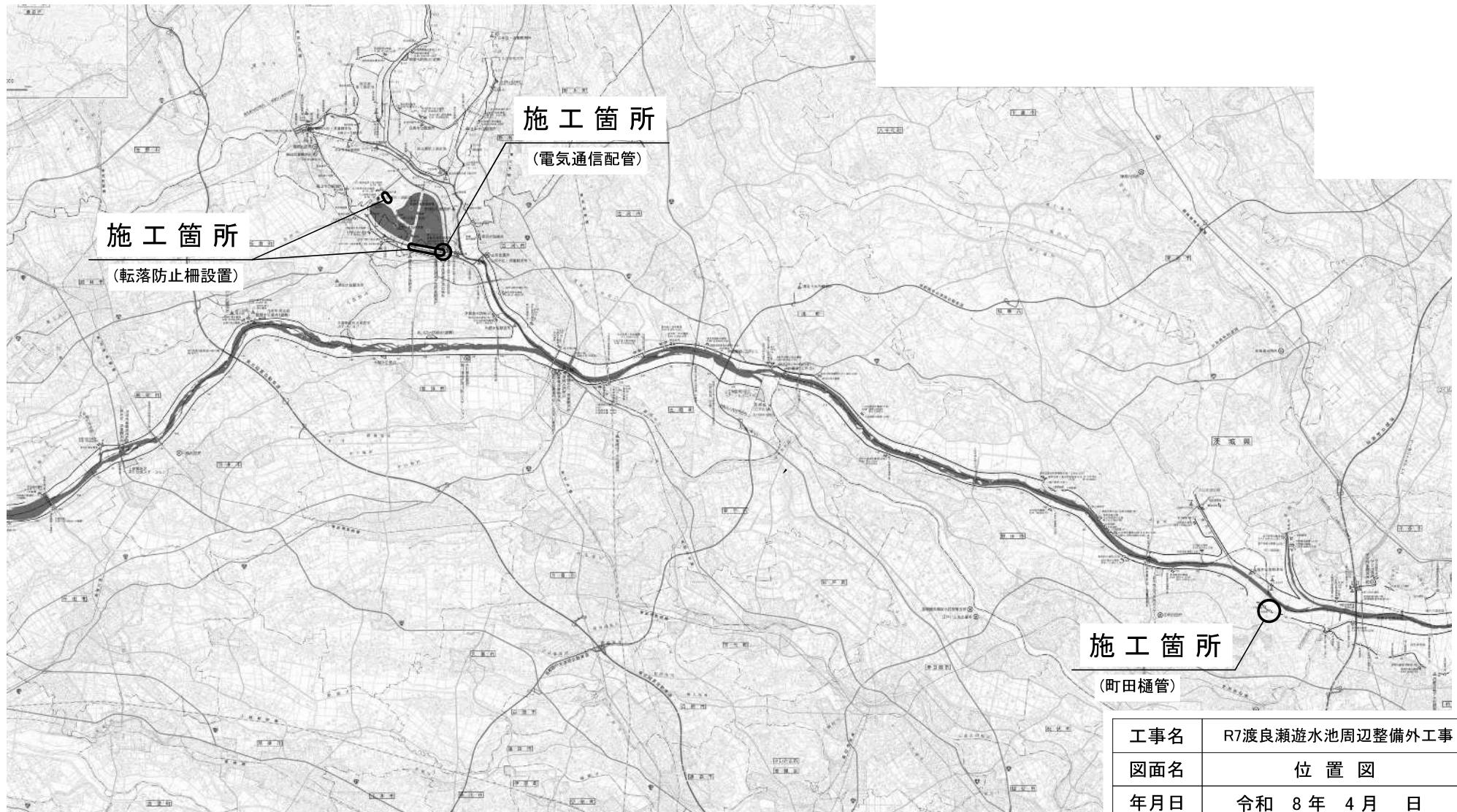
明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第40条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☒ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第37条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第47条 第22条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ■ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第62条

位置図

S=1:150,000

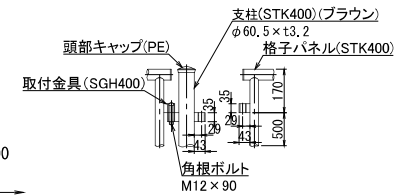


工事名		R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事							
図面名		位 置 図							
年月日		令和 8 年 4 月 日							
縮 尺		1:150,000		図面番号		1 / 23			
会社名		八千代エンジニアリング株式会社 株式会社建設技術研究所・株式会社東京建設コンサルタント							
所 長		副 所 長		課 長		係 長		設 計	
事務所名		国土交通省 利根川上流河川事務所							

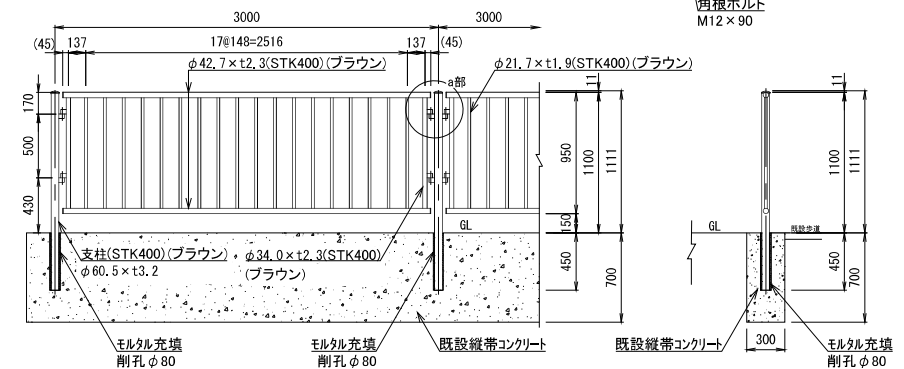
転落防止柵設置図(1)

S=1:2000

a部詳細図 S=1:10



詳細図 S=1:200



コンクリート擬木柵撤去・転落防止柵設置 L=189.3m

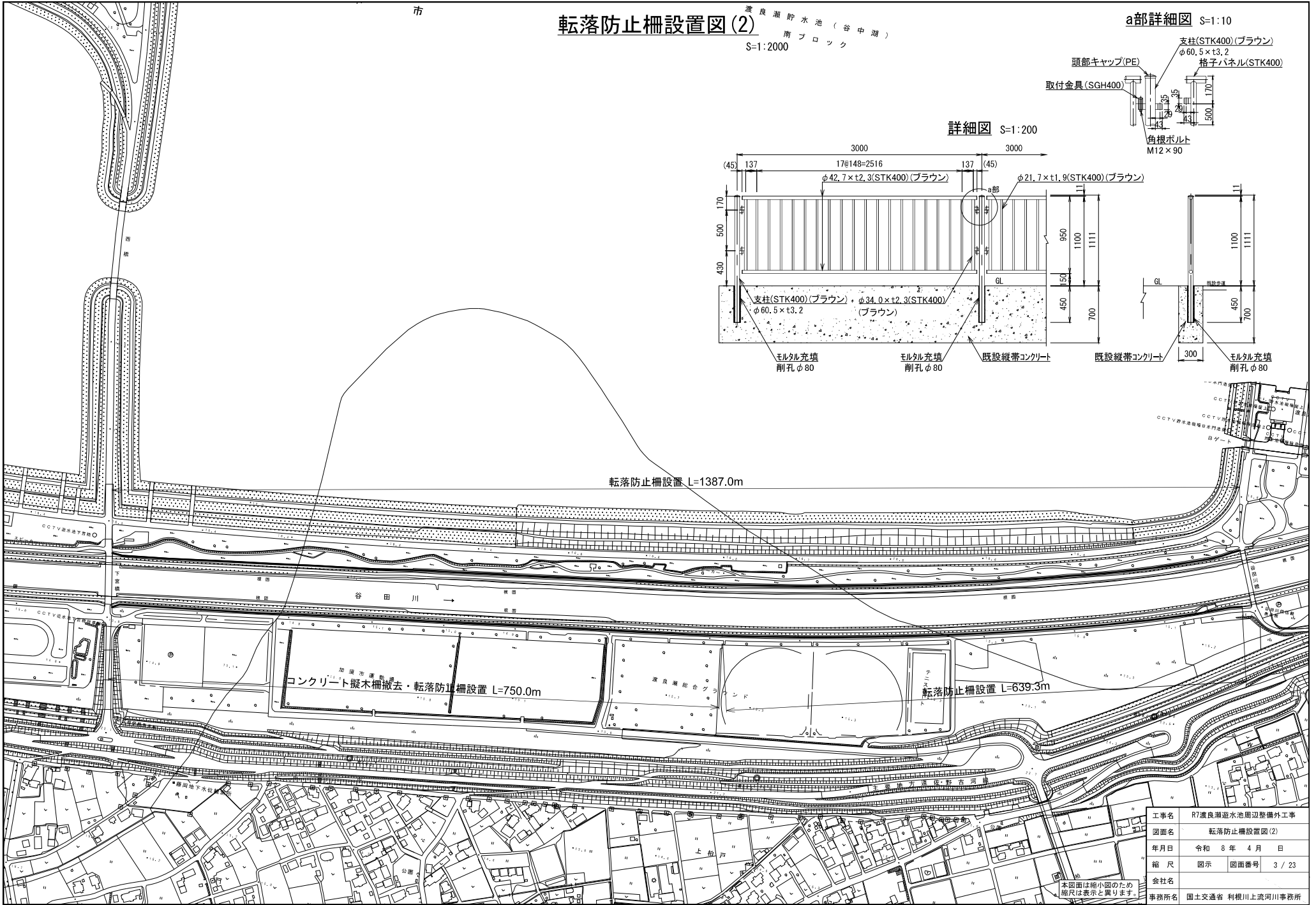
コンクリート擬木柵撤去・転落防止柵設置 L=334.6m

渡良瀬貯水池(谷中湖)
北ブロック

木内野
市

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

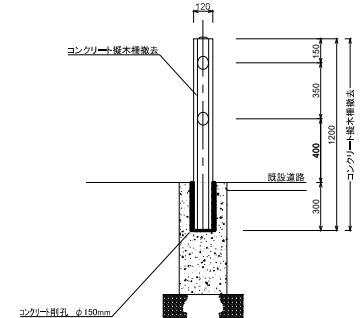
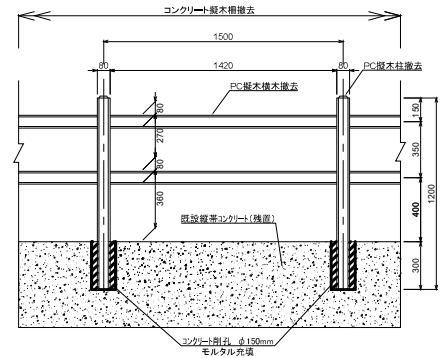
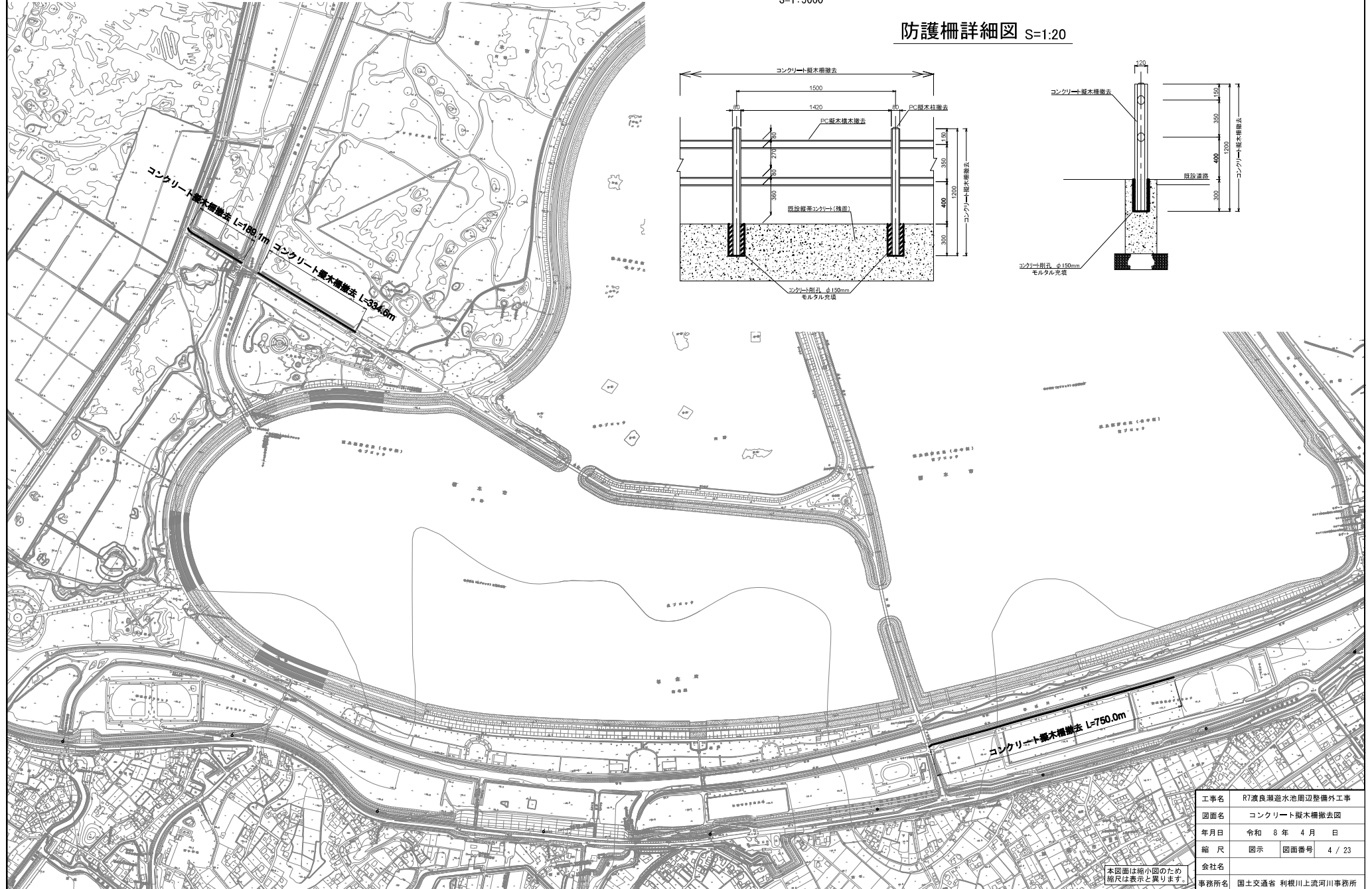
工事名	R7渡良瀬貯水池周辺整備外工事		
図面名	転落防止柵設置図(1)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮尺	図示	図面番号	2 / 23
会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		



コンクリート擬木柵撤去図

S=1:5000

防護柵詳細図 S=1:20



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

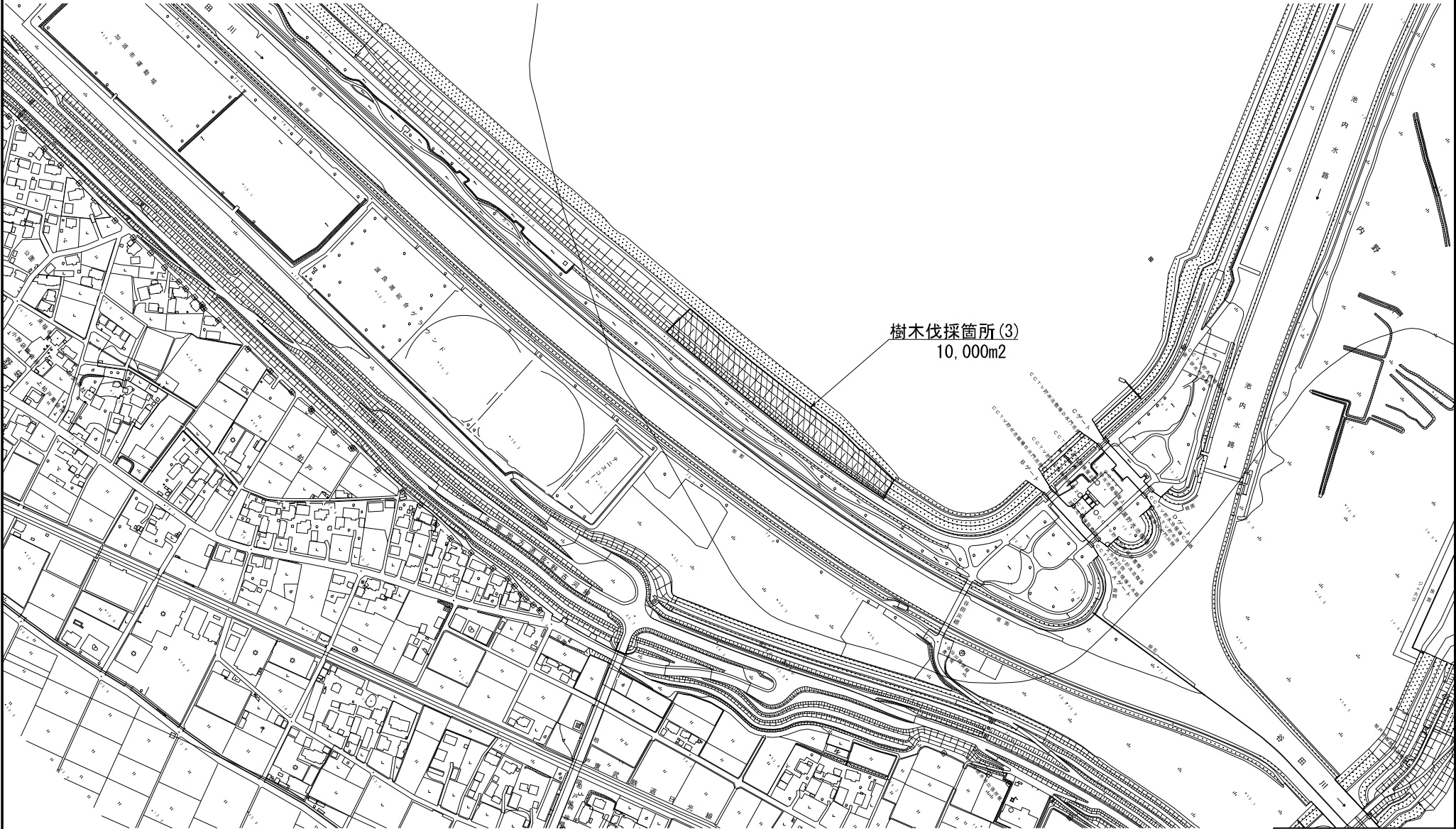
工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	コンクリート擬木柵撤去図		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮尺	図示	図面番号	4 / 23
会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

樹木伐採平面図(1) S=1:2000



工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	樹木伐採平面図(1)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:2000	図面番号	5 / 23
会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

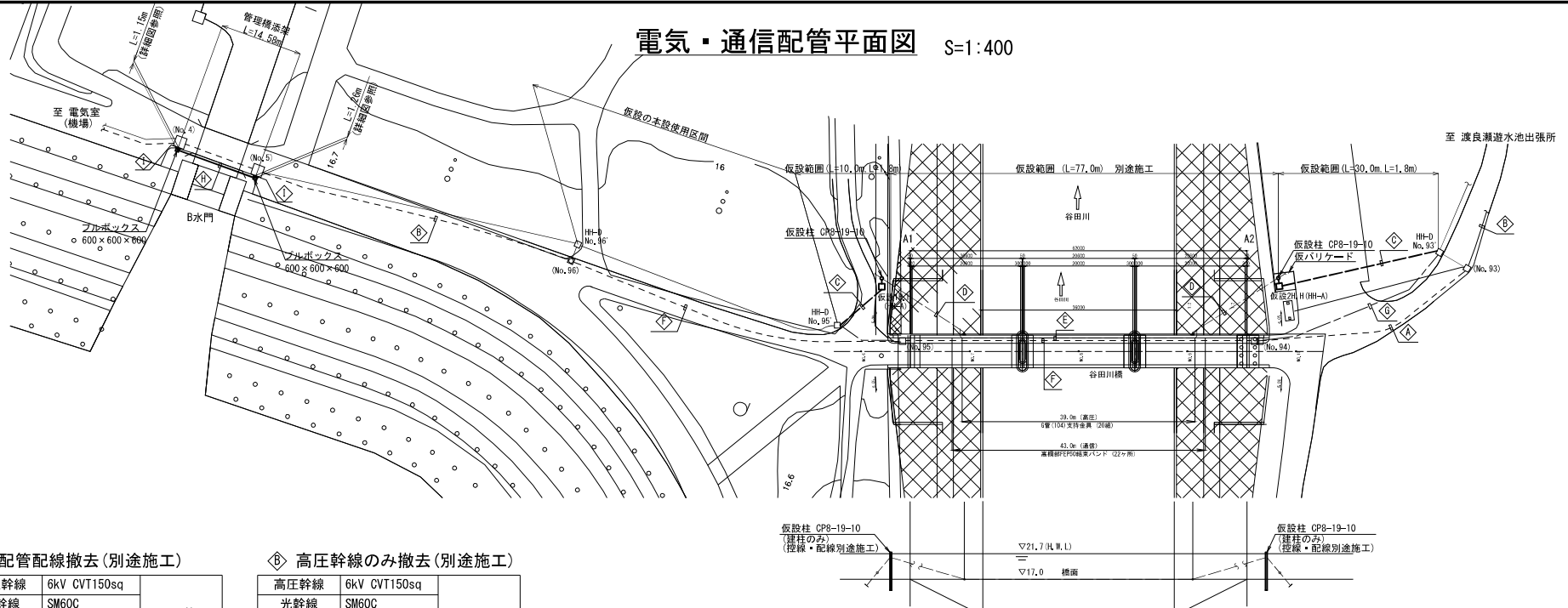
樹木伐採平面図(2) S=1:2000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	樹木伐採平面図(2)		
年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	1:2000	図面番号	6 / 23
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

電気・通信配管平面図 S=1:400



Ⓐ 配管配線撤去 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	既設配管
光幹線	SM60C	
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

No. 93~No. 93' 間及びNo. 96~No. 96' 間の通信ケーブルは、既設の引戻し流用とする。

Ⓑ 高圧幹線のみ撤去 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	既設配管
光幹線	SM60C	
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

仮設配管設置 (今回施工)

Ⓒ 仮設配線 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	FEP100
光幹線	SM60C	FEP 50
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

Ⓓ 仮設架空線 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	架空配線 (仮設) (メッセンジャー吊り)
光幹線	SM60C	
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

Ⓔ 仮設配管配線 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	G 104
光幹線	SM60C	FEP 50
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

Ⓕ 配線全撤去、配管存置 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	既設配管
光幹線	SM60C	
伝送路 (画像)	SM12C	
構内電話	CPEV-S0. 65-5P	

Ⓖ 配管新設 (別途施工)

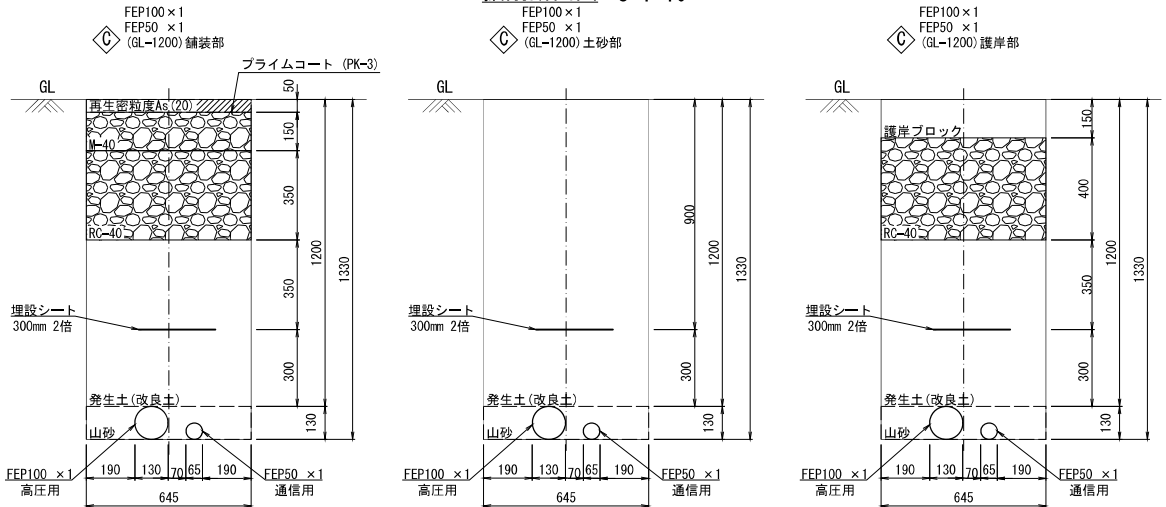
FEP100 × 2本	GL-1200
FEP 30 × 5本	

配管設置 (今回施工)

Ⓖ 配線 (別途施工)

高圧幹線	6kV CVT150sq	FEP100
------	--------------	--------

掘削断面図 S=1:10

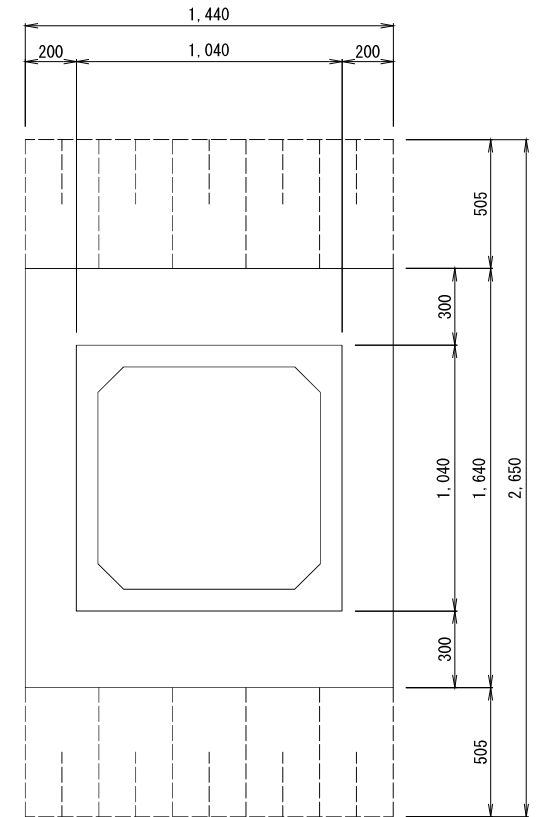
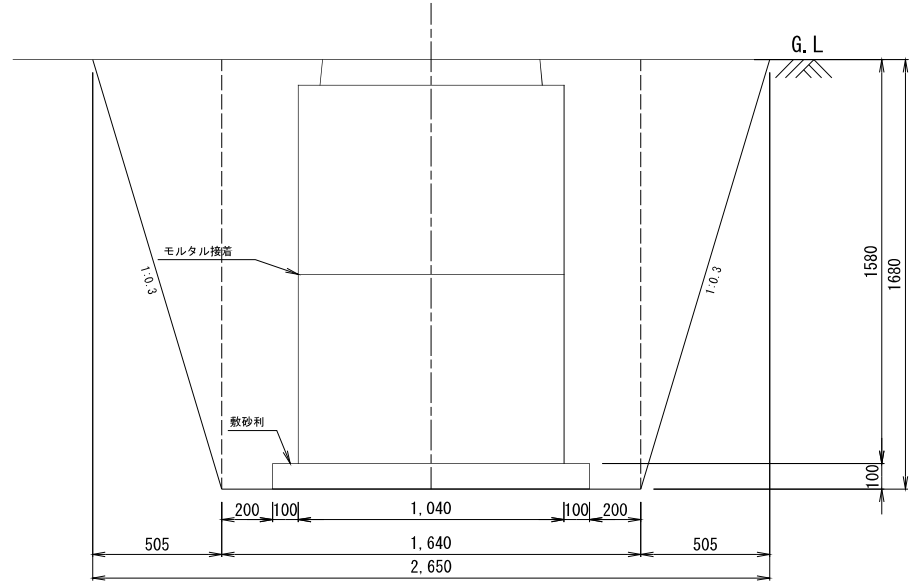
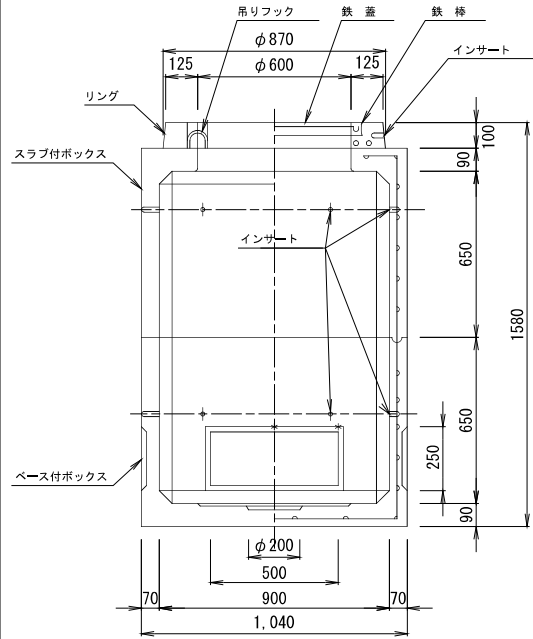


工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	電気・通信配管平面図		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	図示	図面番号	7 / 23
会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

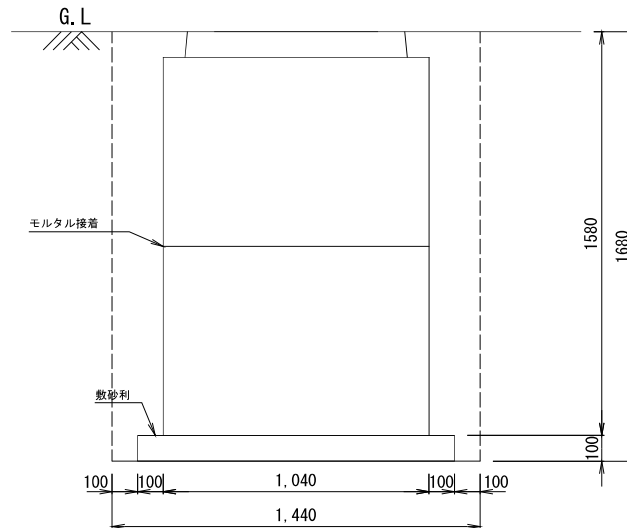
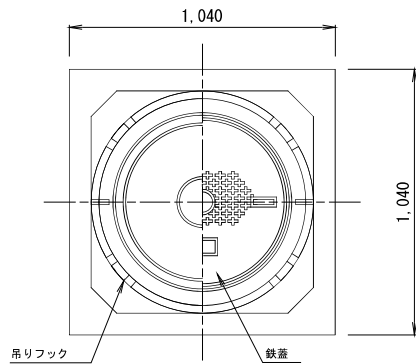
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

ハンドホール詳細図

HH-A S=1:10
900×900×1300



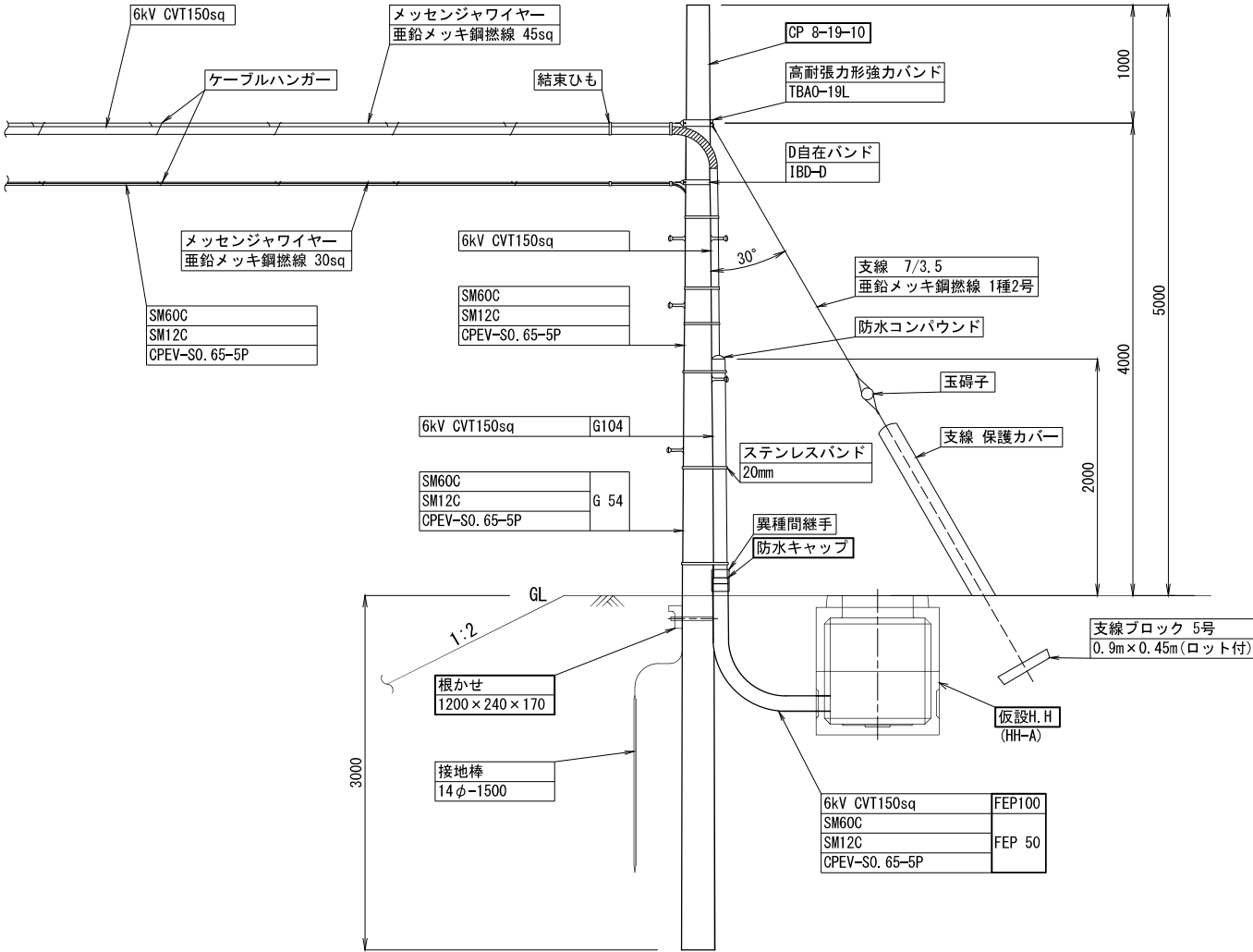
平面図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	ハンドホール詳細図		
年月日	令和 8 年 4 月	日	
縮尺	1:10	図面番号	8 / 23
会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

仮設柱 装柱図 S=1:20



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

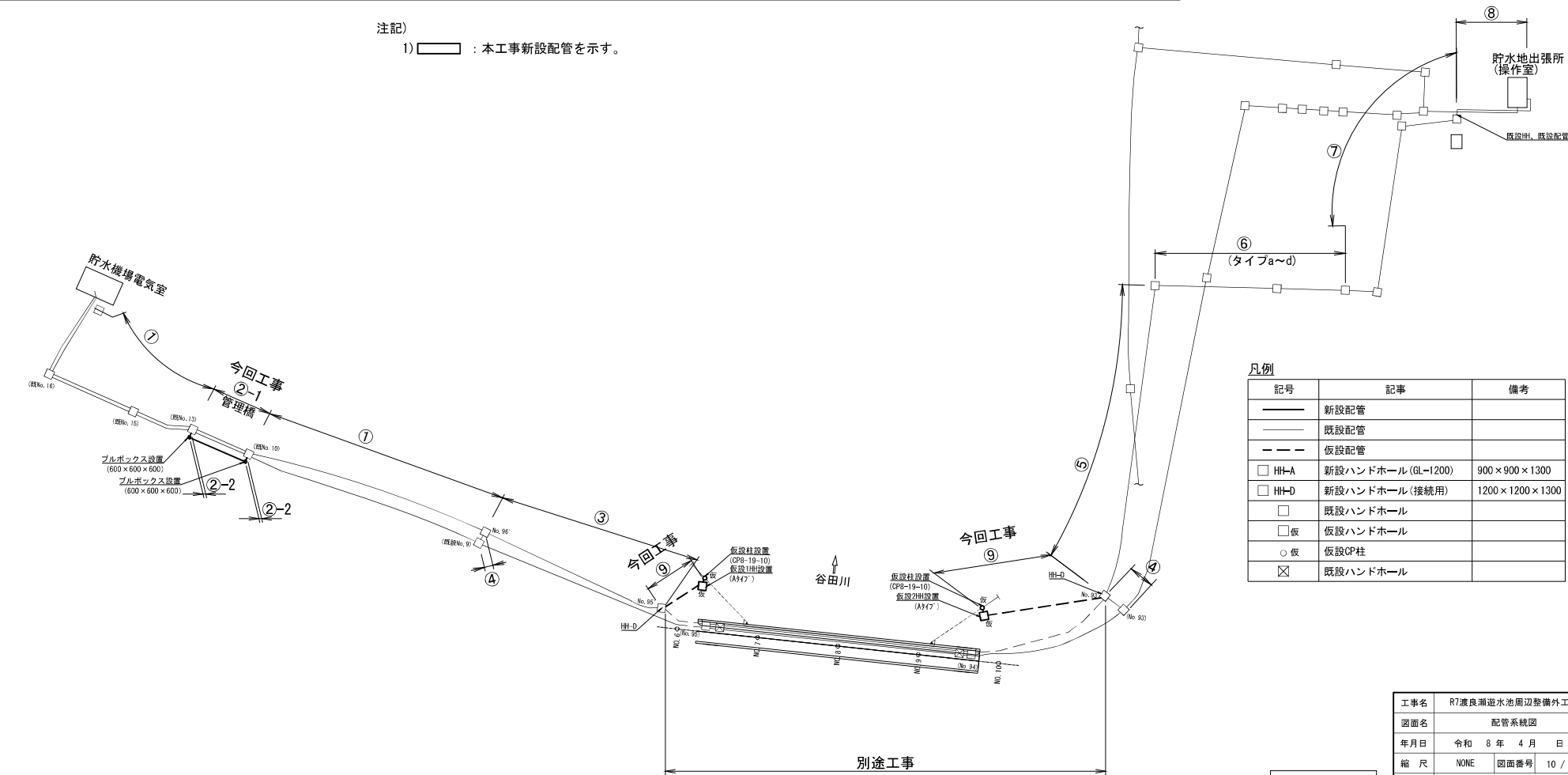
工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	仮設柱 装柱図		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	図示	図面番号	9 / 23
会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	利根川上流河川事務所		

配管系統図

管路系統一覧表

	①	②-1	②-2	③	④	⑤	⑥				⑦	⑧	⑨	機場内階段	既 設 ハンドホール 孔
							タイプa	タイプb	タイプc	タイプd					
高圧用管路	FEP100×1	SGP100×1	FEP100×1	FEP100×1	—	FEP100×1	FEP100×1	SGP100×1	FEP100×1	FEP100×1	FEP100×1	既設管	FEP100×1	G104×1	—
高圧用管路(予備)	既設管	既設管	—	既設管	—	FEP100×1	FEP100×1	SGP100×1	FEP100×1	FEP100×1	FEP100×1	—	—	—	—
通信用管路	—	既設管 SGP100×3	—	FEP 30×3	FEP 30×3	FEP 30×4	FEP 30×4	SGP 32×4	FEP 30×4	FEP 30×4	FEP 30×4	—	FEP 50×1	—	—
低圧用管路	—		—	—	—	FEP 30×1	FEP 30×1	SGP 32×1	FEP 30×1	FEP 30×1	FEP 30×1	—	—	—	—
備考	—	管理橋添架	—	—	—	—	トラフ内	コンクリート 巻き	トラフ内	トラフ内	—	—	仮設配管 (今回工事)	階段シャフト内 立上り (別途工事)	φ130 4孔 φ60 2孔 (今回工事)

注記)
1) : 本工程新設配管を示す。



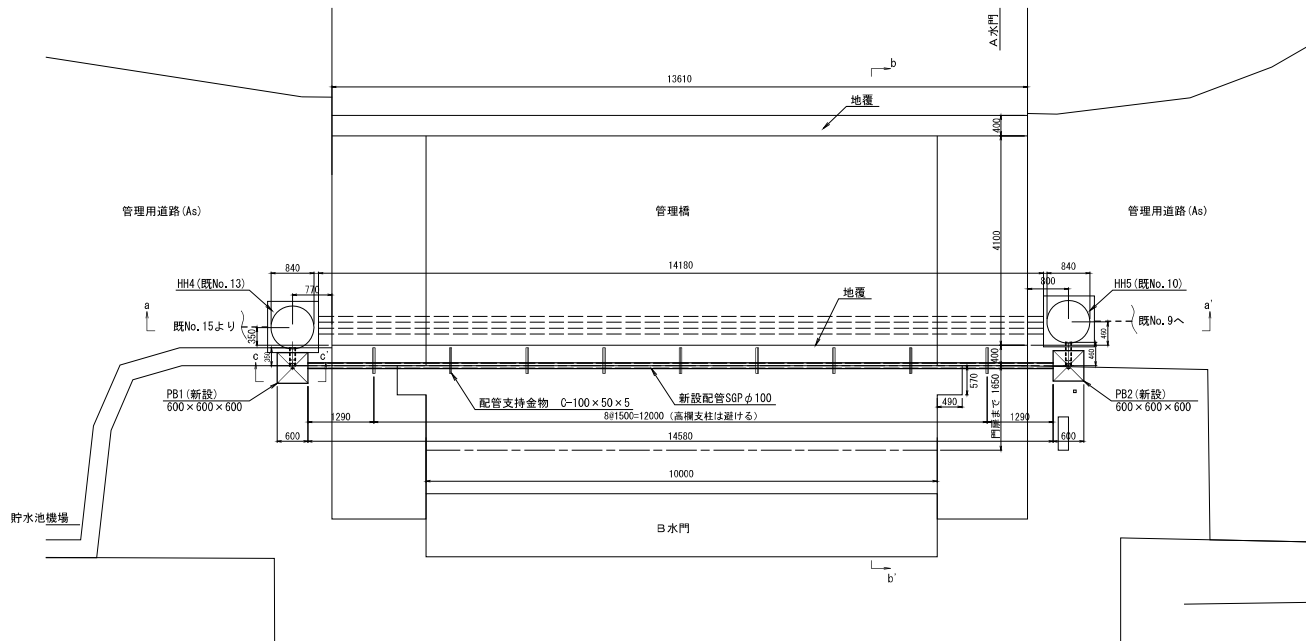
記号	記事	備考
—	新設配管	
—	既設配管	
- - -	仮設配管	
□ HT-A	新設ハンドホール (GL-1200)	900×900×1300
□ HT-D	新設ハンドホール (接続用)	1200×1200×1300
□	既設ハンドホール	
□ 仮	仮設ハンドホール	
○ 仮	仮設CP柱	
☒	既設ハンドホール	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	配管系統図		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	NONE	図面番号	10 / 23
会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

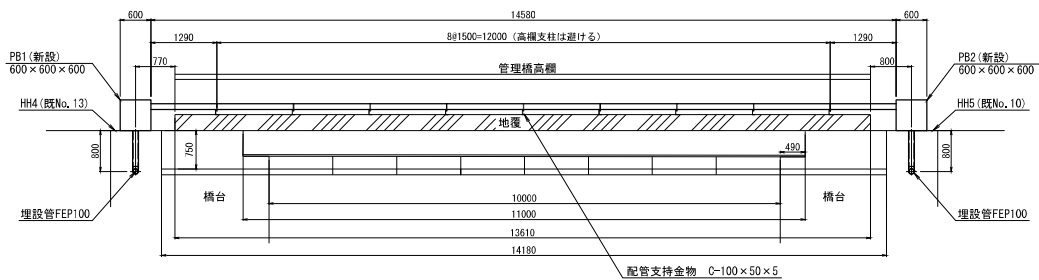
管理橋 管路設置一般図

管理橋平面図
S=1:50

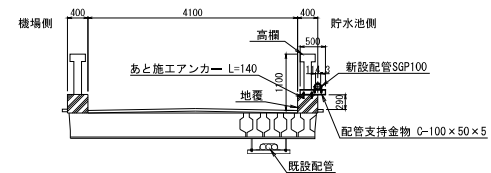


a-a'矢視図

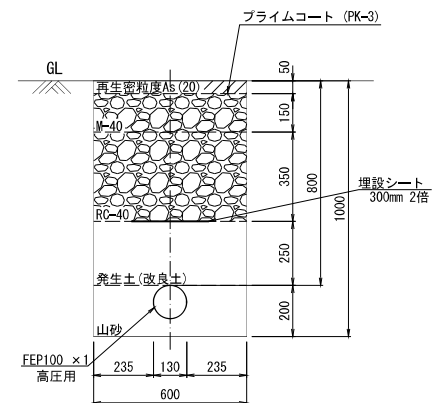
S=1:50



b-b'矢視図
S=1:50



埋設(掘削)断面図
S=1:10

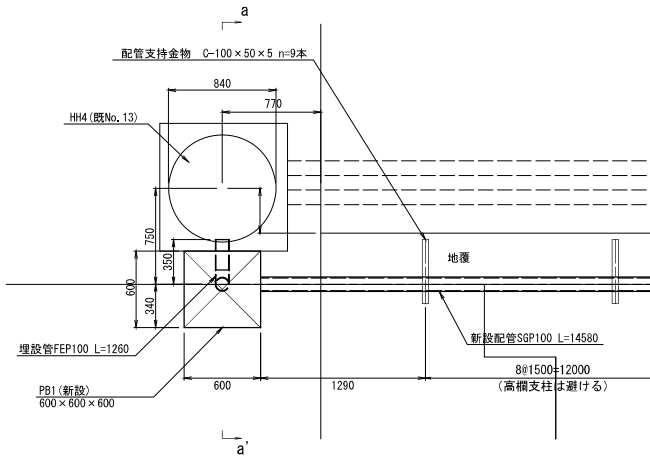


工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	管理橋 管路設置一般図		
年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	11 / 23
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

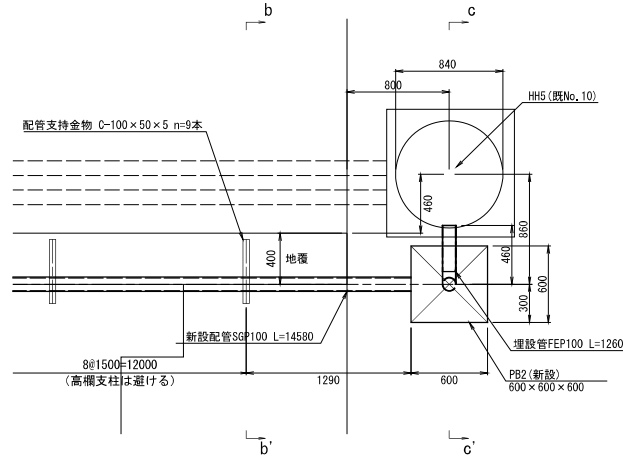
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

管理橋 管路設置詳細図

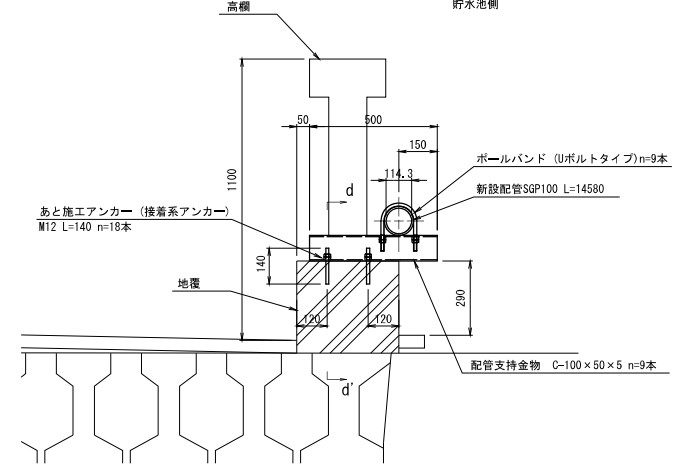
左岸平面図
S=1:20



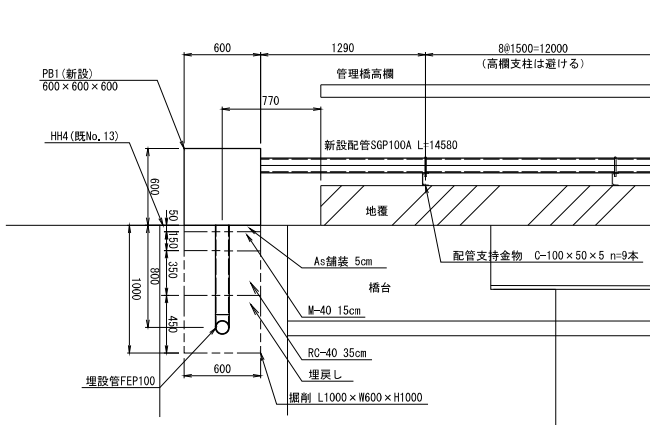
右岸平面図
S=1:20



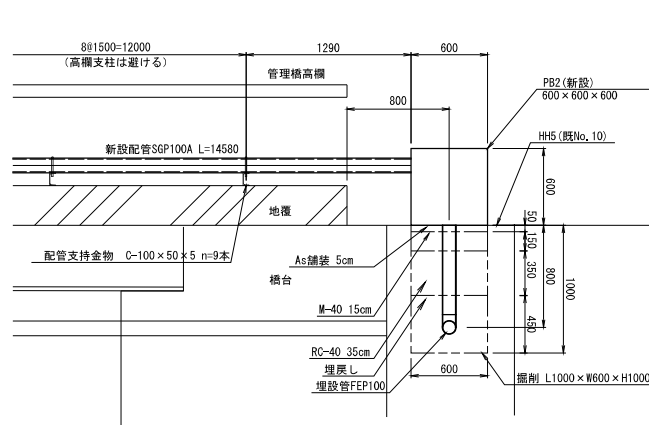
断面図 S=1:20
(b-b')



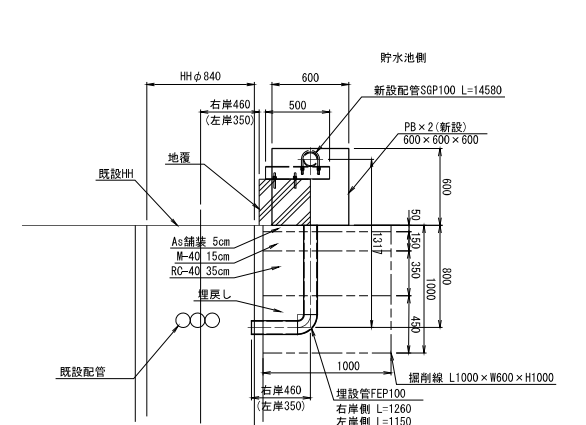
左岸断面図
S=1:20



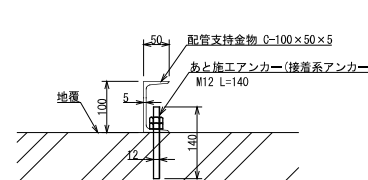
右岸断面図
S=1:20



断面図 S=1:20
(a-a', c-c')



断面図 S=1:5
(d-d')

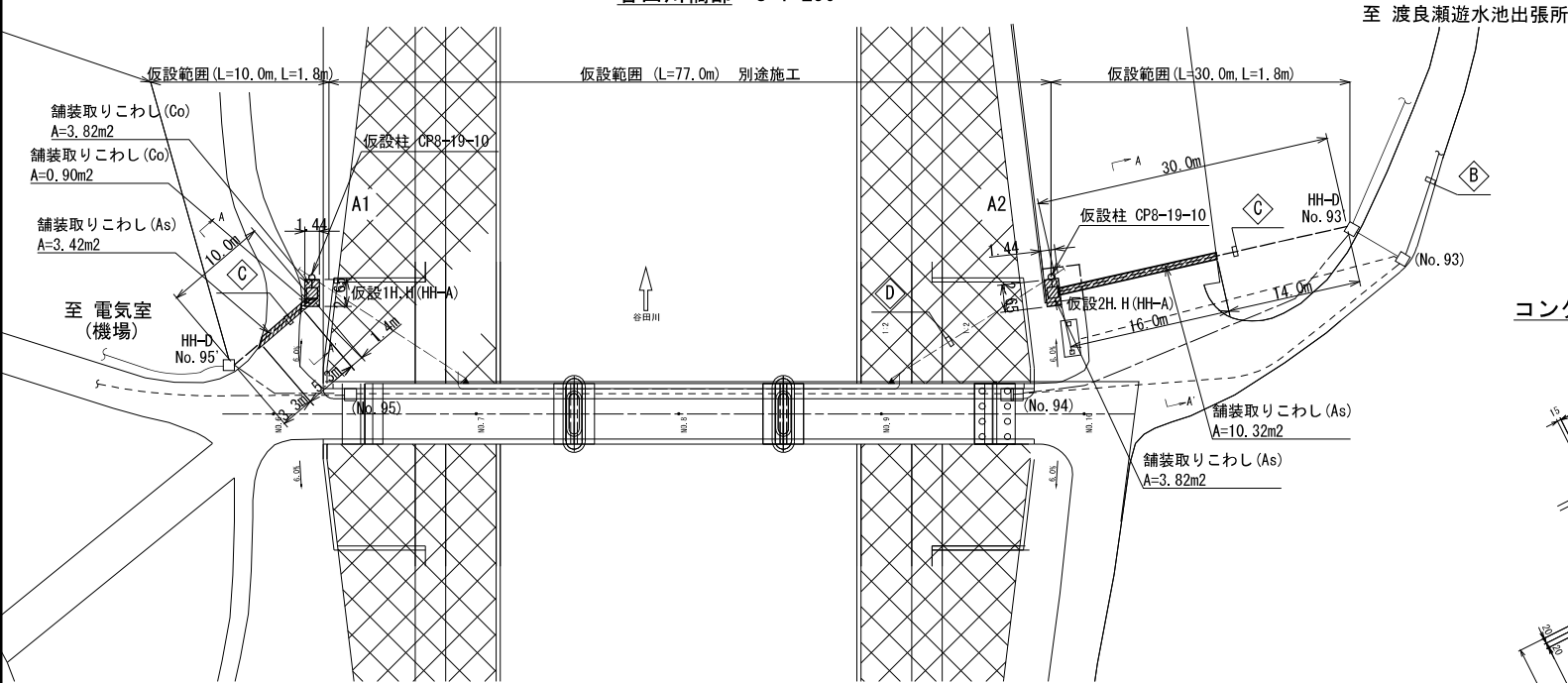


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

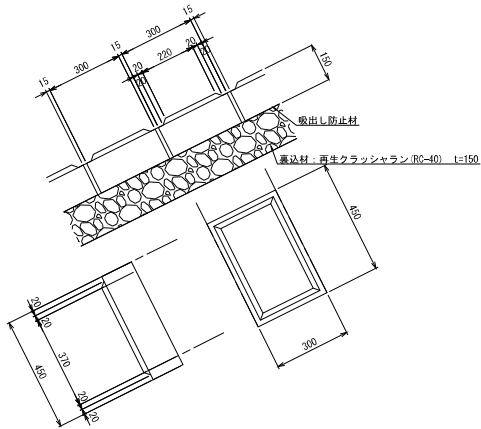
工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	管理橋 管路設置詳細図		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮尺	図示	図面番号	12 / 23
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

既設舗装版撤去図

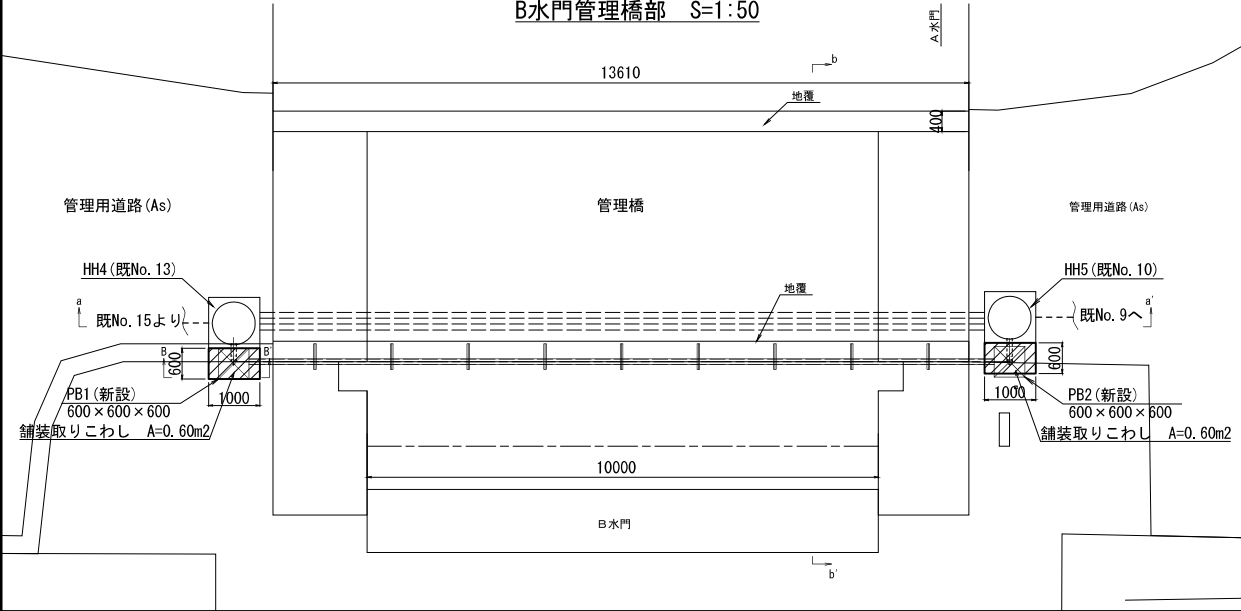
谷田川橋部 S=1:250



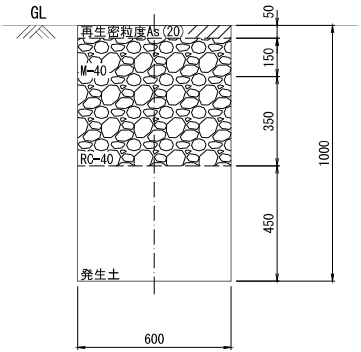
コンクリートブロック詳細図 S=1:10



B水門管理橋部 S=1:50



埋設(掘削)断面図 S=1:10

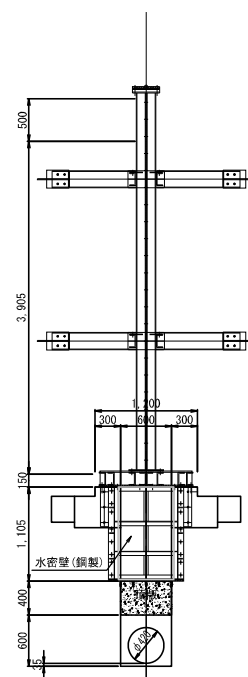


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

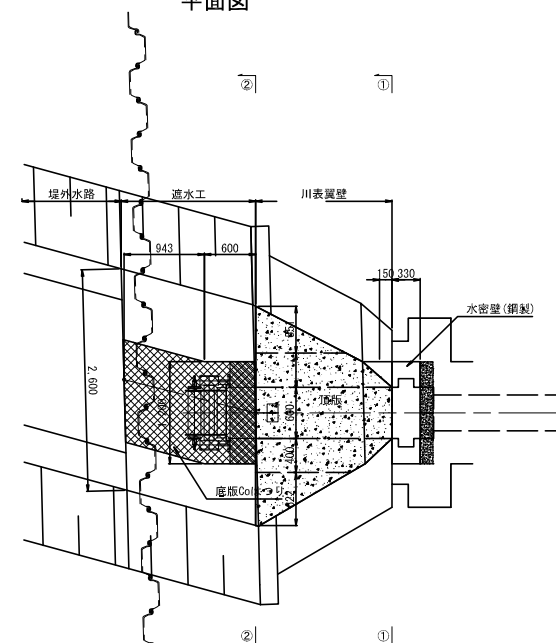
工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事			
図面名	既設舗装版撤去図			
年月日	令和 8 年	4 月	日	
縮尺	図示	図面番号	13 / 23	
会社名	国土交通省 利根川上流河川事務所			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所			

S=1:30

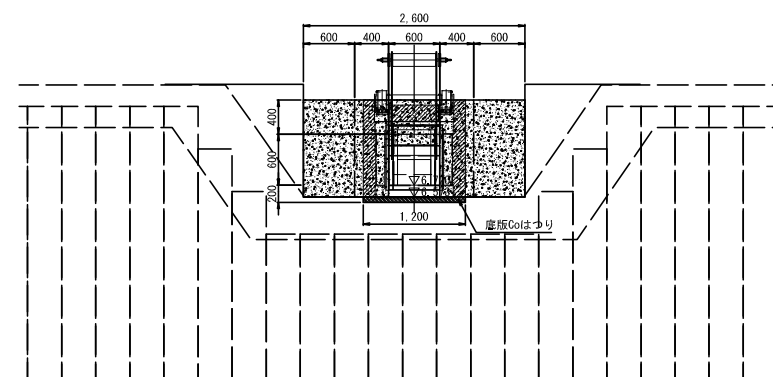
① — ①



②



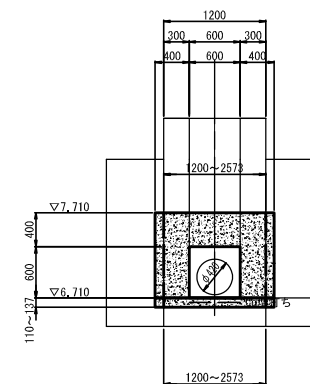
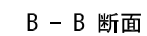
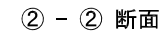
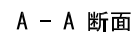
② — ②

[illegible]

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	一般図（町田樋管）		
年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	14 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

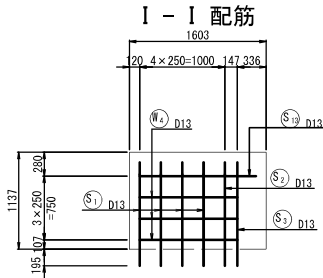
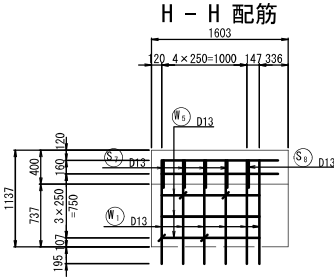
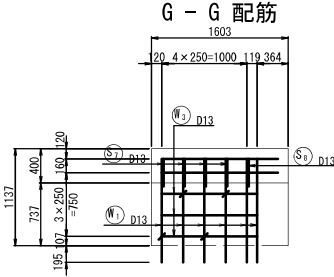
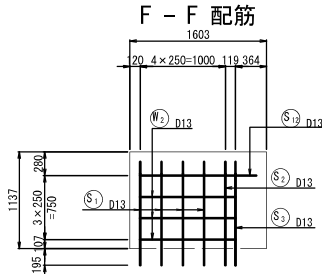
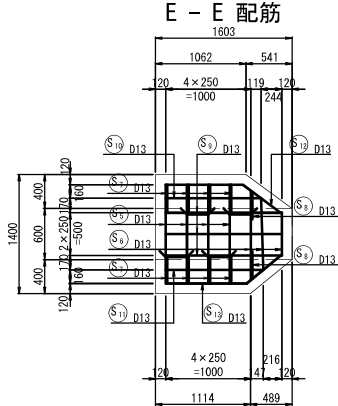
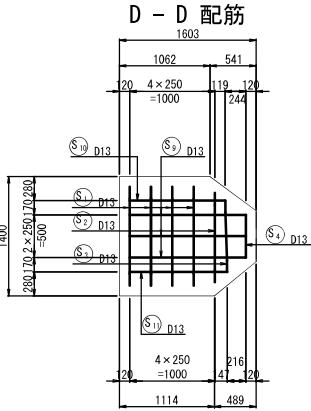
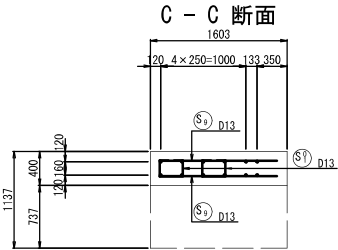
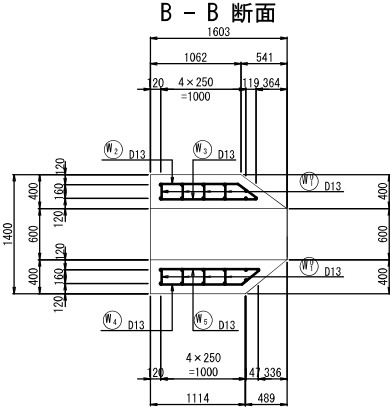
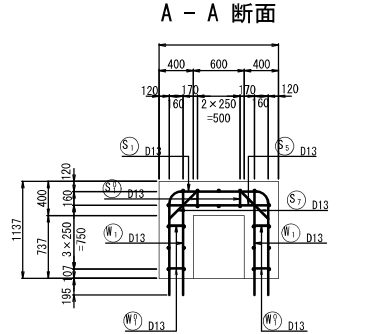
S=1:30

縦断図

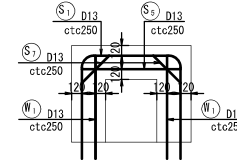


工事名	R7渡良瀬遊水地池辺整備外工事		
図面名	構造図（町田樋管）		
年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	15 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

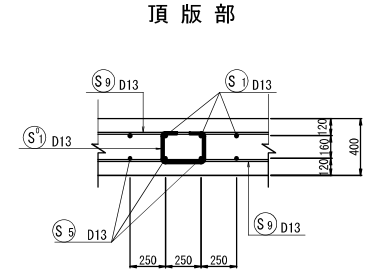
配筋図(1) S=1:30
(町田樋管)



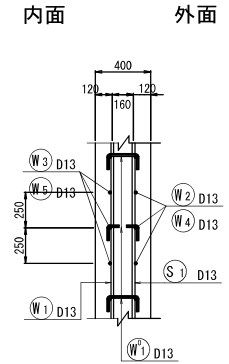
主鉄筋組立図



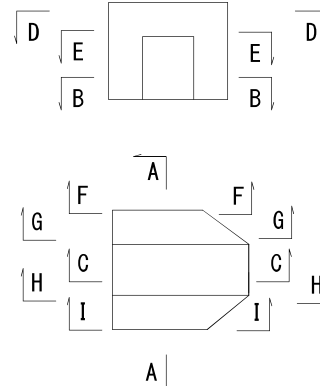
かぶり詳細図



側壁部

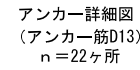
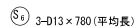
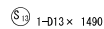
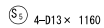
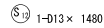
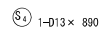
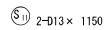
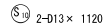
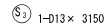
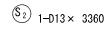
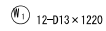
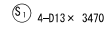


位置図



工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	配筋図(1) (町田樋管)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:30	図面番号	16 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

S=1:30



記号	徑	長さ	本数	単位質量	1本当り質量	質量	備考
S	D13	3470	4	0.995	3.45	14	                 
1	D13	3360	1	0.995	3.34	3	
2	D13	3150	1	0.995	3.13	3	
3	D13	890	1	0.995	0.89	1	
4	D13	1160	4	0.995	1.15	5	
5	D13	780	3	0.995	0.78	2	
6	D13	850	8	0.995	0.85	7	
7	D13	870	2	0.995	0.87	2	
8	D13	1370	6	0.995	1.36	8	
9	D13	1120	2	0.995	1.11	2	
10	D13	1150	2	0.995	1.14	2	
11	D13	1480	1	0.995	1.47	1	
12	D13	1490	1	0.995	1.48	1	
S01	D13	850	4	0.995	0.85	3	

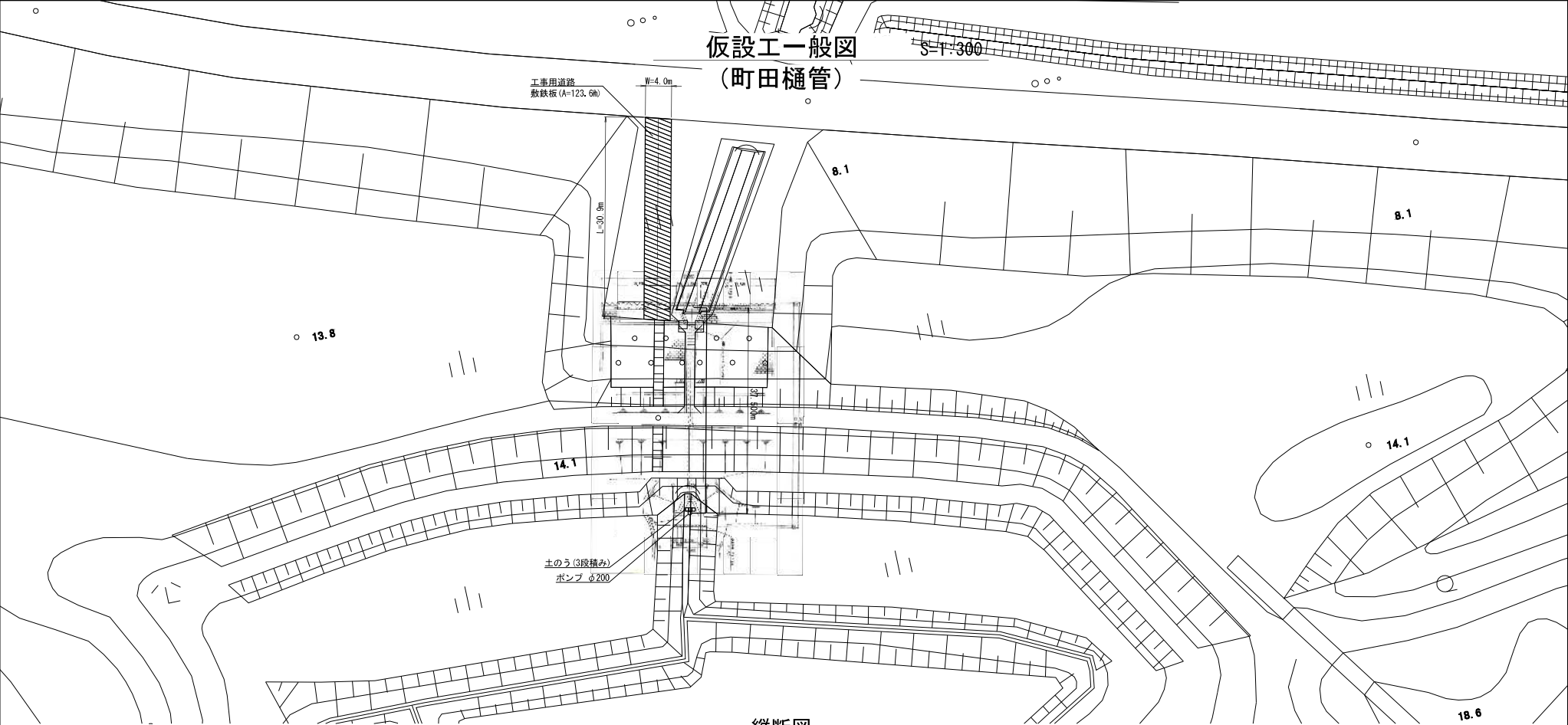
W 1	D13	1220	12	0,995	1,21	15	I
2	D13	1480	3	0,995	1,47	4	II
3	D13	1120	3	0,995	1,11	3	III
4	D13	1490	3	0,995	1,48	4	IV
5	D13	1150	3	0,995	1,14	3	V
W 0 1	D13	420	8	0,995	0,42	3	VI

32

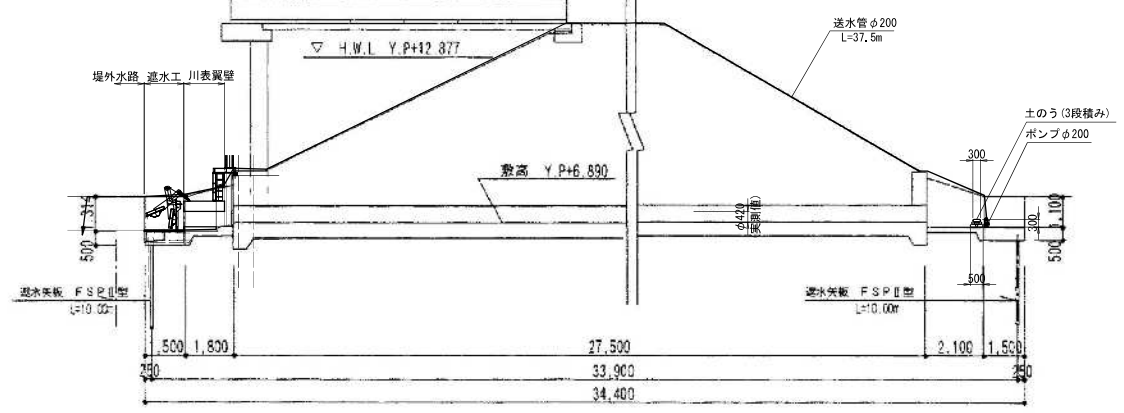
D13	86	Kg
合計	86	Kg

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺遊歩道工事		
図面名	配筋図(2) (町田樋管)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:30	図面番号	17 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

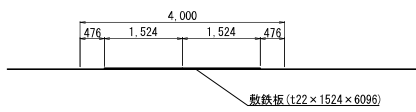
仮設工一般図
(町田樋管)



縦断面図 S=1:100



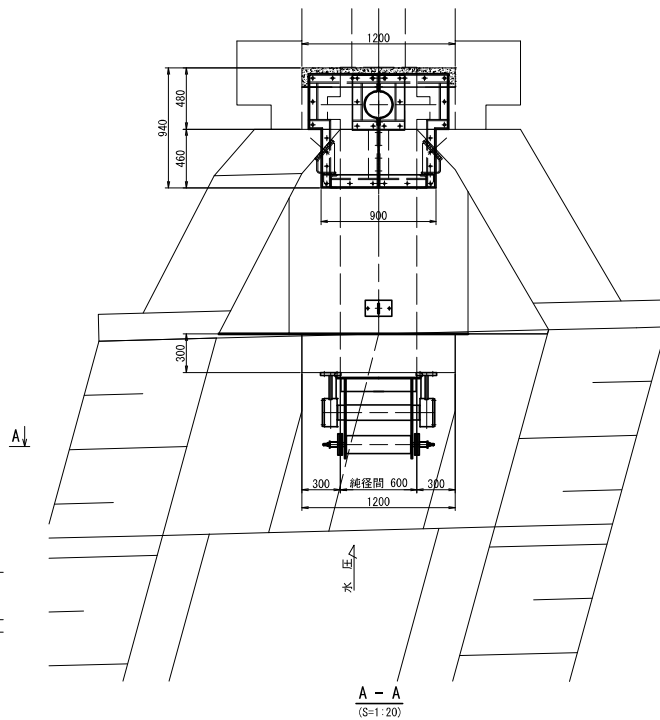
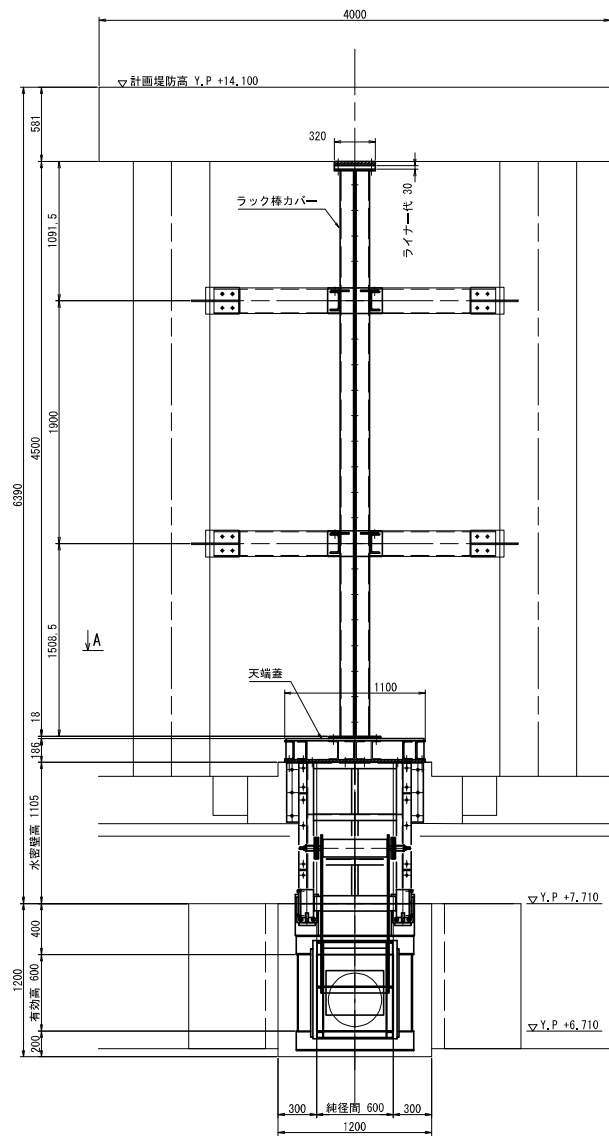
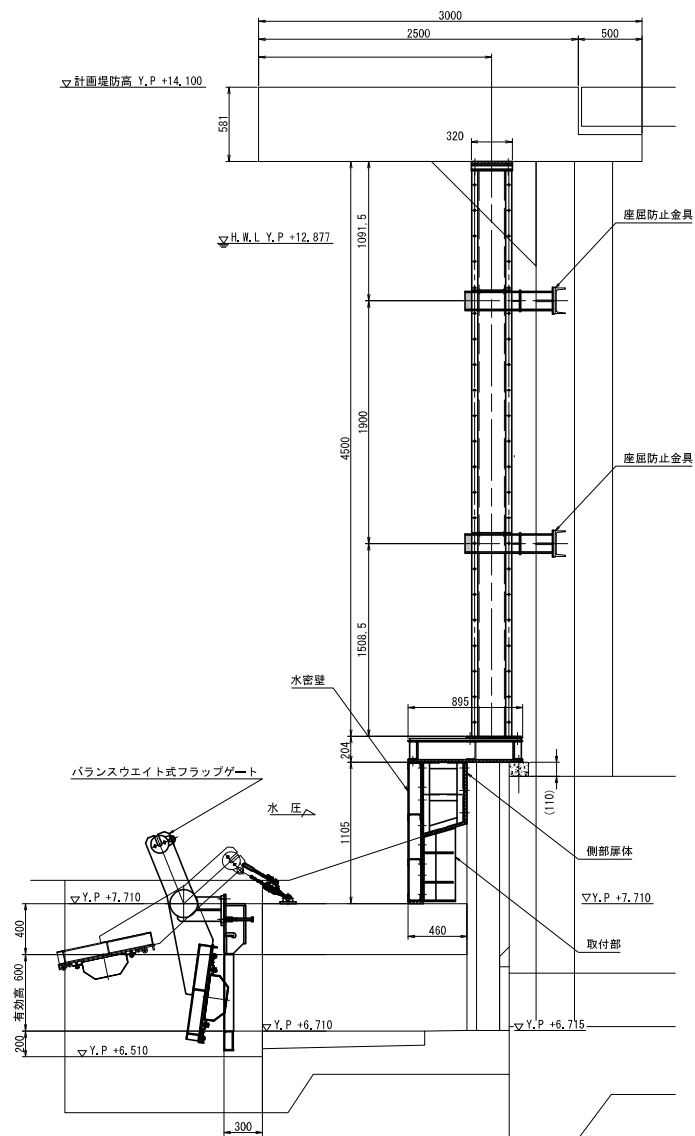
工事用道路一般図 S=1:50



工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	仮設工一般図 (町田樋管)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:300	図面番号	18 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

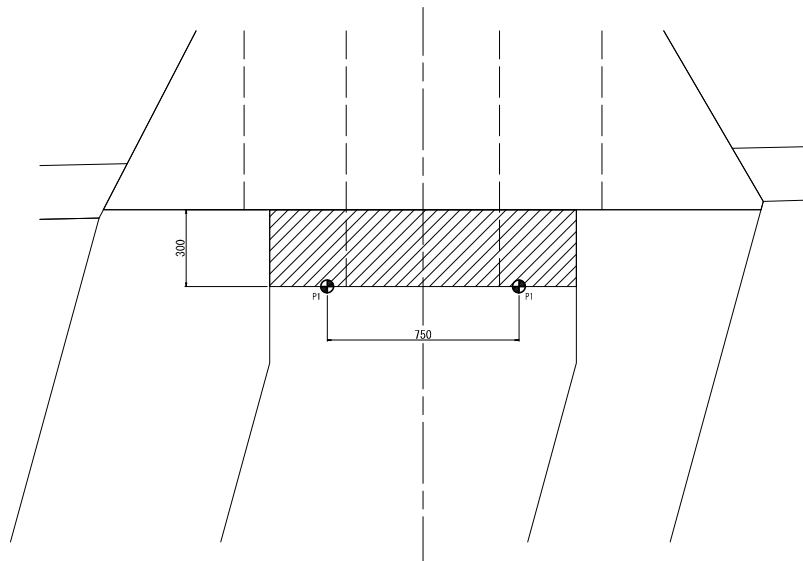
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

全体一般図
(町田樋管)



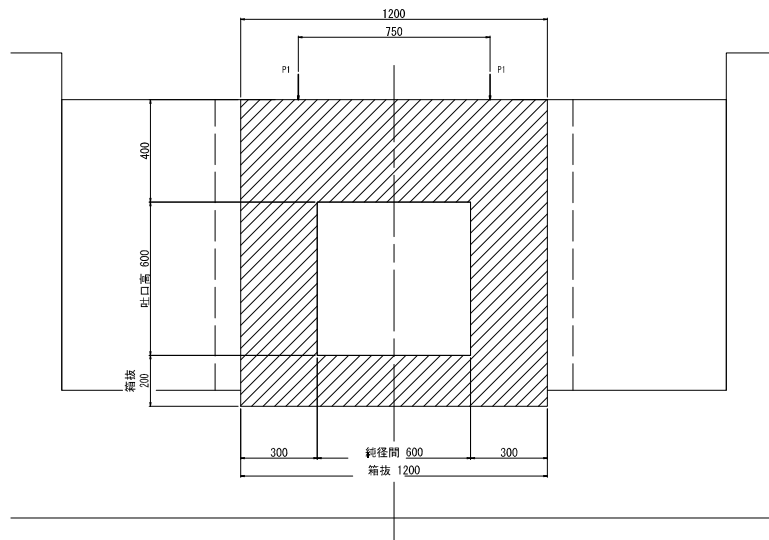
工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	全体一般図 (町田樋管)		
年月日	令和 8 年 4 月	日	
縮 尺	1:20	図面番号	19 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

平面図 S=1:10

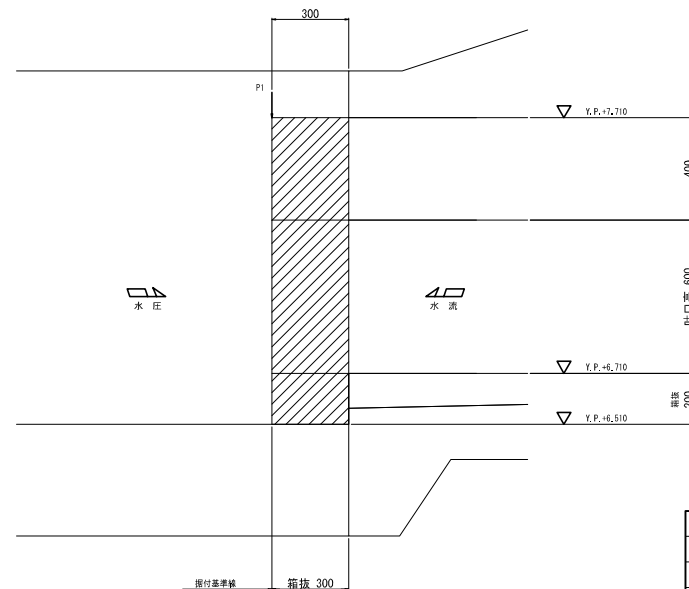


箱抜荷重図
(町田樋管)

正面図 S=1:10

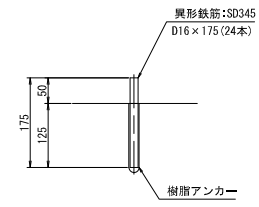
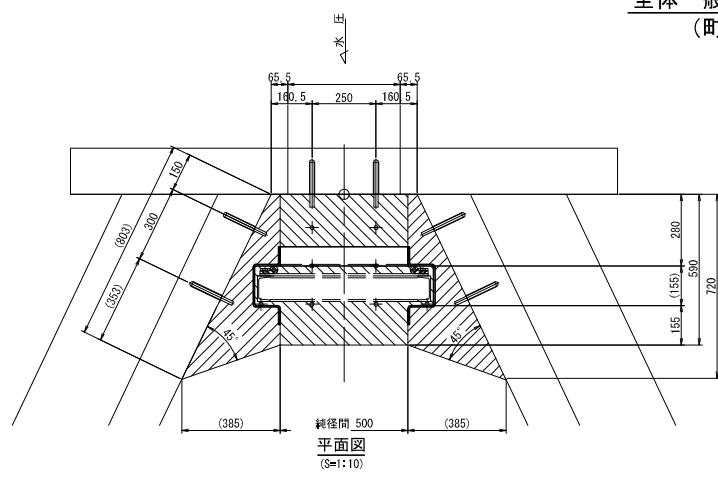


側面図 S=1:10

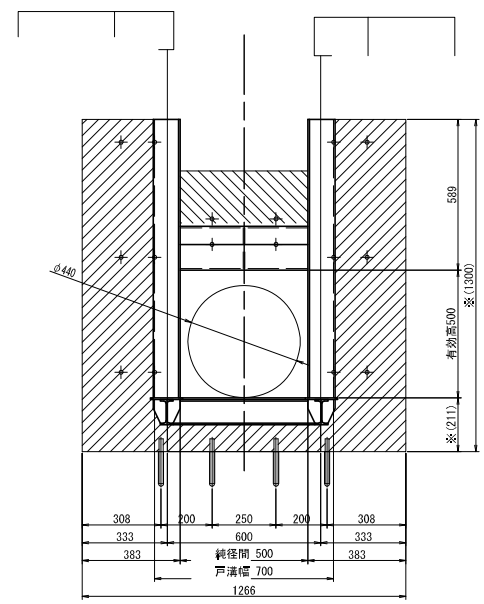
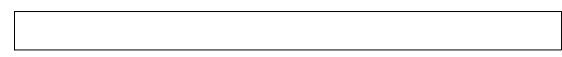


工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	箱抜荷重図(町田樋管)		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	20 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

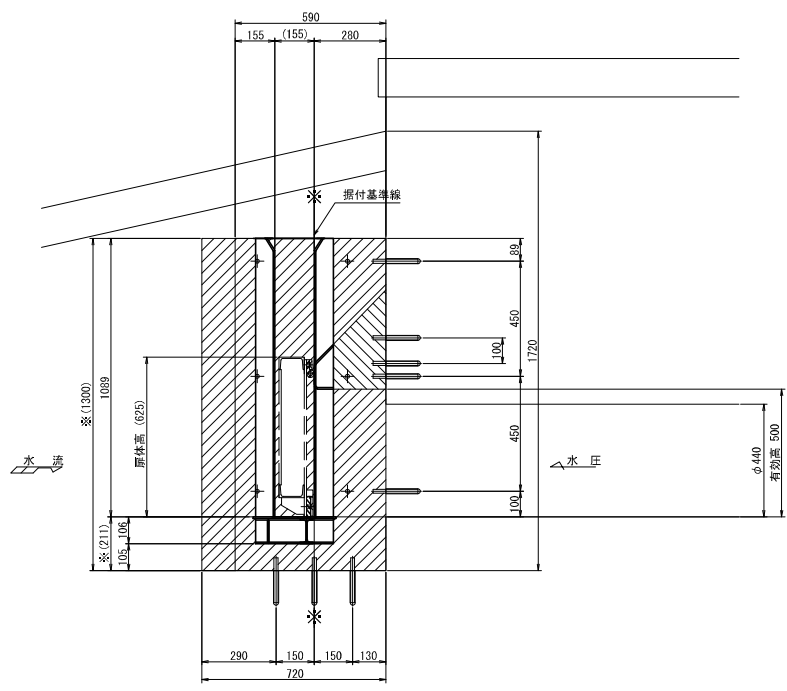
全体一般図（角落し）
（町田樋管）



アンカ詳細図
(S=1:5)



正面図
(S=1:10)

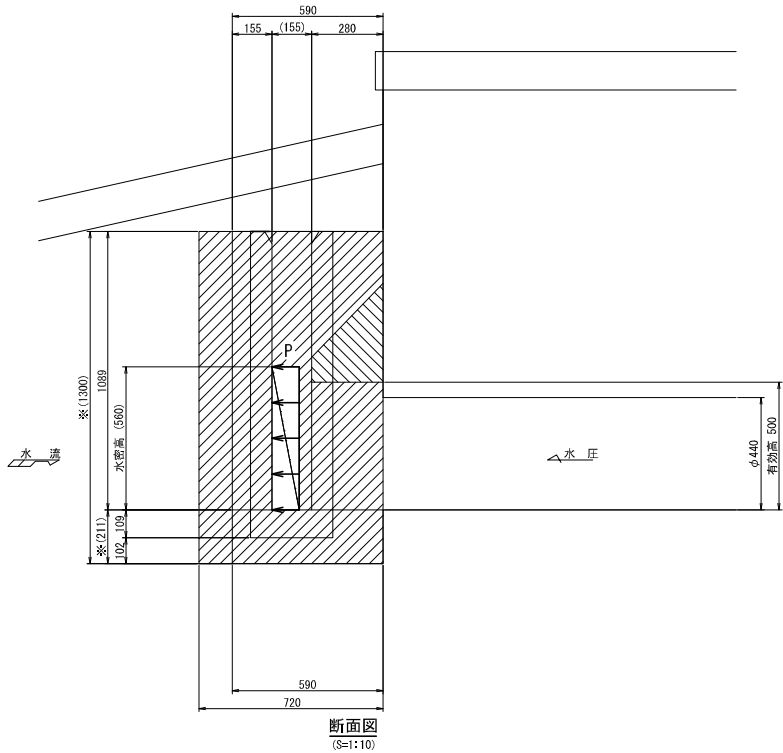
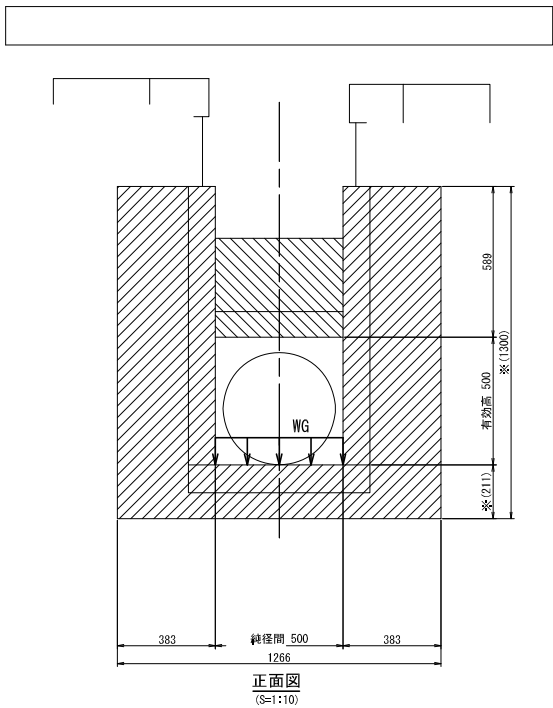
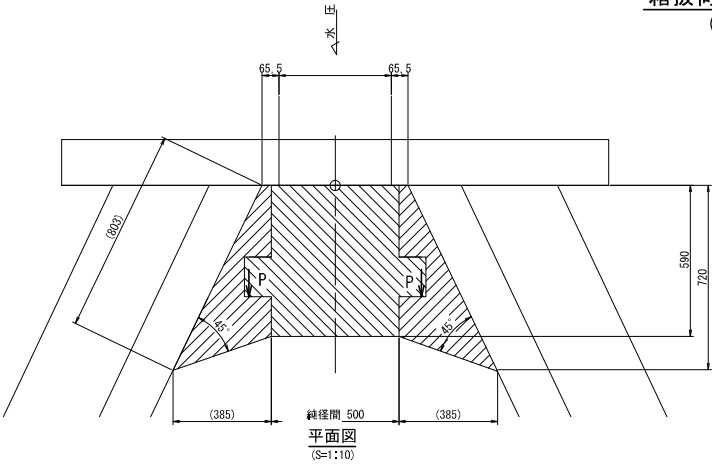


断面図
(S=1:10)

工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	全体一般図（角落し）（町田樋管）		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	21 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

箱抜荷重図（角落し）
（町田樋管）

荷重表		
戸当りに作用する荷重	P	18.0 kN
扉体重量	WG	2.0 kN/m



工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	箱抜荷重図（角落し）（町田樋管）		
年月日	令和 8 年	4 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	22 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

戸当組立図 (町田)

※ 据付基準線 ※

純径間 500
戸清幅 700

A - A
(S=1.4)

1. 特記無き材質はSUS304とする。



工事名	R7渡良瀬遊水池周辺整備外工事		
図面名	戸当組立図 (角落じ) (町田樋管)		
年月日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	1:4	図面番号	23 / 23
会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		